

2020 年度自己点検・評価フォーム (学部用)

法学部・第 1 部法律学科

(法学部自己点検・評価活動推進委員会承認)

【基準1】理念・目的

【点検・評価項目】

大学の理念・目的、各学部における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。大学・学部等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【評価の視点】

(将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定)

- ① 各学科の中・長期計画その他の諸施策の計画は適切に実行されているか。実行責任体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現に繋がっているか。
- ② 学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。
- ③ 理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評定： **A：目標が達成されている** >

- ① 法律学科では、2016年度より中長期計画を策定し、2023年度までの到達目標とその計画を策定した（資料1-2）。なお、中期計画については2020年度より新たな計画がスタートするところ、これまでの達成度を踏まえ所要の修正を行うこととする（資料1-5）。また、学長施策である「教育活動改革支援予算」により、経常学部予算ではカバーできない国際化に向けた理念目的の実現に向け、語学研修等の教育プログラムの企画と実行を進めている（資料1-11）。
- ② 学部・学科の目的の適切性は、教育目標と3つのポリシー見直しの観点から、執行部の指示を受けた学内関係委員会で随時検討し、4年に1回のカリキュラム改訂の際に実施している。具体的には、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーについては2021将来構想WGにおいて適切性の検証を行った上で（資料1-12）、教授会において審議した（資料1-13）。現行のカリキュラムとの整合性が確保されており、また入試についても毎年見直しを行うなど、適切性が確保されていると考える。
- ③ 2015年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の2「教授会は、当該学部の運営に関する次の事項を審議する」事項として「教育研究上の目的に関する事項」が定められており、法律学科ではカリキュラム改訂の際に、教育研究上の目的の検証も行っている。また、毎年の自己点検・評価を行う際にも検証を実施している。検証プロセスについては、法学部自己点検・評価委員会が学部教授会へ報告した報告書を全学の自己点検・評価活動推進委員会がチェックを行ない、そのコメントに基づき学部で検証作業を行っており、検証プロセスを概ね適切に機能させている。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・2020年度よりスタートした中期計画については、2019年度に執行部で検討の上、教授会の承認を経た上で策定を行った。実行・検証の主体は執行部である。
- ・本計画は今年度よりスタートしたものであり、現時点での検証は困難であるが、たとえば「計画③ 3つのポリシーを起点とした教育活動のPDCAサイクルの実践」に挙げた2つの事業は、いずれも本学部のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに適合するものである。具体的には、(1)法学部教育における「アクティブ・ラーニング」、「ルーブリック」活用の実践、(2)法律討論会、ゼミ発表会の更なる活性化であるが、いずれも、オンラインによる非対面授業が中心となる今年度においても、実践・実施方法を工夫して実施することにした。なお、(2)法律討論会についてはテレビ会議システムの活用、ゼミ発表会では動画配信により実施する予定である。以上の取り組みは、本学科の理念・目的の実現に資するものとする。
- ・法学部には、本学科のほか、企業法学科、第2部法律学科の3学科があるが、いずれも「法律学」という学問分野（ホームグラウンド）で共通しているため、中・長期の計画その他の諸施策は3学科共通・類似のものとして設定している。また、学部、学科の理念・目的の適切性の定期的な検証についても、3学科合同で実施することで、学科の垣根を越えて学部全体で理念・目的を共有できている。これは、本学部ならではの長所であると考えており、今後も同様の体制を維持し、引き続き3学科一体となった学部運営を行うことで、本学部の理念・目的を追求していくこととしたい。
- ・このため、以下、多くの項目について、企業法学科、第2部法律学科の報告書と同一内容となることをお断りする。

【問題点・課題】

- ・中期計画の中には、「② TOYO GLOBAL DIAMONDS 構想の着実な推進」「計画⑤ 産官学間の連携や海外研究機関等との連携の強化を通じた研究力の向上」など、コロナウイルス禍により当面の間、計画実施が困難なものもある。
- ・また、中期計画実施については、海外語学研修など学長施策「教育活動改革支援予算」によるものもあるが、実習・実験科目、フィールドワークなどの科目がない本学部では、新規案件が出にくい傾向にある。

【将来に向けた発展方策】

- ・上記の計画実施が困難なものは、年後ごとの目標と行動計画の一部後ろ倒しを行うなどして、最終年度である2023年度に達成できるようにしたい。
- ・「計画⑤ 産官学間の連携や海外研究機関等との連携の強化を通じた研究力の向上」の到達目標「海外学部協定校の増加」については、学長施策「教育活動改革支援予算」を基に行なっている語学研修を起点とし、海外の大学との教育交流の拡充することを考えたい。

【根拠資料】

- ・資料1-2 法学部法律学科 中長期計画
- ・資料1-5 中長期計画フィードバックコメント
- ・資料1-11 予算委員会 資料
- ・資料1-12 2021 将来構想 WG 資料
- ・資料1-13 法学部教授会 議事録

【基準4】教育課程・学習成果（その1）

【点検・評価項目】

- （1）授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- （2）授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

（課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適正な関連性）

- ① 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。また、ディプロマ・ポリシーには、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が明示されているか。
- ② カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、学科のカリキュラムを編成するうえで重要かつ具体的な方針が示されているか。
- ③ カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評定： **A：目標が達成されている** >

- ① ディプロマ・ポリシーに、「学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果」が具体的に明示している。ディプロマ・ポリシーについては、「基本六法および法的関連科目を修得すること、グローバル社会での対応という観点からは、根底にある法の支配の観念に基づき、国際社会において自らコミュニケーションを図り、法律問題に対処できる能力を修得した人材を輩出する」と明示していることが認められる。これを受け、必修科目・選択必修科目については基本六法（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）を中心に配置し、また1年次から4年次まで、英語のほか初習外国語（ドイツ語、フランス語、中国語）を継続して履修できるような科目配置となっている（資料4(1)-1）。

- ② 本学科のカリキュラム・ポリシーを2021カリキュラム改定に向けて次のように策定した（資料4(1)-3、資料4(1)-4）。

「第1部法律学科のカリキュラムを支える基本方針は以下の通りです。

〔目的〕

- ① 法を学び、リーガルマインドを身につけ、社会において生起する問題を自ら解決できる能力を有するとともに、グローバル化社会に対応すること。
- ② 法を学び、法的知識を身に付けるために、基本六法を始めとした多くの法律を様々な観点から理解すること。

〔科目〕

- ① リーガルマインドの土台基礎を築くための科目を配置すること。〔基盤教育科目〕
- ② リーガルマインドを身に付けるための講義科目を配置すること。〔専門講義系科目〕
- ③ 自らと対立する利益・価値観にも謙虚に耳を傾けること、一方に偏らないバランス感覚、公正性と客観性を備えた基準に基づく判断能力を養成するための演習科目を配置すること。〔演習系科目〕
- ④ グローバル化社会に対応するため、外国語でコミュニケーションを図ることのできる基礎的な能力を身に付ける科目を配置すること。〔語学科目〕

上記のカリキュラム・ポリシーに沿って、カリキュラム上の教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態、必修・選択必修・選択の別、単位数の設定の基となる、教育課程に対する編成方針、実施方針を具

体的に明示している。授業形態については、学修効果を上げる観点から、講義科目、演習科目、実技科目を配置している。なお、語学、演習科目等については、全学の開講基準に照らしつつ、学生が少人数による授業を受けられるように開講している。ディプロマ・ポリシーで挙げる、基本六法を中心とする体系的な専門知識の修得を促す授業形態に関しては、講義科目を中心に順序だてて学年配置している。また同ポリシーで挙げる、コミュニケーション能力や問題発見・分析・解決提示能力を促す授業形態が求められる、演習科目については、すべての学年で配置するようにしている。

- ③ 上記カリキュラム・ポリシーは、「法学部では、法治国家を動かすための基本的なツールである法的知識、および、それを実際に使いこなすためのリーガルマインドを習得し、社会で不断に生起する様々な問題について、自らの頭で考え、法でもって解決することのできる能力を有する人材の養成を目的としています。また、グローバル化した社会においては、そうした問題は、国内のみならず国際的にも生じることから、法律問題のグローバル化にも対応できるように、外国語で法律問題に対応できる人材の養成をも目的としています。」とする教育目標とディプロマ・ポリシーとも整合していることが認められる(資料 4(1)-3、資料 4(1)-4)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・科目ナンバリングによる科目の体系化
- ・法学系各種試験への学生支援を行なうことにより資格の取得が法学学修のペースメーカーとなる。
- ・公務員対策講座等の設置によりキャリア支援を行なう。
- ・履修指導の複数機会化により学修科目と法の体系性を学生に説明する。

【問題点・課題】

- ・法学検定試験をはじめとする、法学系各種試験の受験者数の増加に向けた取り組み。

【将来に向けた発展方策】

- ・2021 カリより、「特殊講義」の枠組みで実施していた、法学検定試験対策や知的財産管理技能検定対策の授業について、「法学検定試験対策講義」や「知的財産管理技能検定対策講義」といった、学生に分かりやすい名称の科目としてカリキュラム上明示することとした。
- ・2021 カリより、金融機関就職志望学生を念頭に置いて、新たにファイナンシャル・プランナー検定合格を意識した特殊講義を開講することを模索している。

【根拠資料】

- ・資料 4(1)-1 履修要覧
- ・資料 4(1)-3 2021 将来構想 WG 配付資料
- ・資料 4(1)-4 法学部教授会資料

【基準4】教育課程・学習成果（その2）

【点検・評価項目】

- (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【評価の視点（1）】

（適切に教育課程を編成するための措置）

- ① 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。
- ② 各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されているか。
- ③ 授業科目の位置づけ（必修、選択等）に極端な偏りがなく、教育目標等を達成するうえで必要な授業科目がバランスよく編成されているか。
- ④ 専門教育への導入に関する配慮（初年次教育、導入教育の実施等）を行っているか。
- ⑤ 基盤教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。卒業、履修の要件は適切にバランスよく設定されているか。
- ⑥ カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 1年次、必修科目として「法学入門」「法学基礎演習」を配置し、初年次教育、導入期教育を適切に行っている。また、基礎法学系科目および基幹科目である「憲法」、「民法」、「刑法」の学修からスタートし3年次で展開科目へと繋がるような科目配置としている（資料4(2)-1）。
- ② 各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されているかについては、講義系科目は半期2単位、語学及び実技系科目等は半期1単位として設定されている。時間数も15回授業で設定しており、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されている（資料4(2)-1）。
- ③ 教育課程表に科目一覧を掲載しているが、授業科目（必修、選択等）に極端な偏りがなく、教育目標を達成する上で必要な科目が配置されている。必修科目や選択必修科目など、教育上主要と認められる科目をすべて開講している（資料4(2)-1）。
- ④ 1年次には必修科目として「法学入門」「法学基礎演習」を配置し、初年次教育、導入期教育を行っている。2年次には、演習科目として語学、健康科学といった基盤教育分野の演習科目である「教養演習」と、憲法、民法、刑法分野の演習科目である「法学演習」を開講しているが、両科目は3年次・4年次に履修できる専門科目の演習科目「専門演習」の履修に向けた導入科目として位置づけられるものである。2021カリキュラムからは「専門基礎演習」を新設し、2年次秋学期から専門科目におけるアクティブ・ラーニングの機会の拡充に配慮をしたところである（資料4(2)-3）。
- ⑤ 卒業単位124単位として設定し、うち28単位を基盤教育、72単位を専門科目から学修することとし、学士（法学）を授与するに相応しい、バランスとなっている。また、セメスターの履修上限を24単位というキャップを設定し、学修効果の実効性を高めている（資料4(2)-1）。
- ⑥ カリキュラム・ポリシーには、講義科目と演習科目により思考力の訓練を行うとあり、学生の成果取得につながる教育課程になっていることが認められる（資料4(2)-1）。

【評価の視点（2）】

（学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施）

- ① 学科の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るために、キャリア教育等必要な教育を正課内に適切に配置しているか。また必要な正課外教育が適切に施されているか。
- ② 教育目標に照らした諸資格の取得、その他必要な知識・技能を測る試験の受験に係る指導や支援環境が整っているか。
- ③ 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、学科内の学生への指導体制は適切であるか。また、学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① キャリア関連科目として「キャリアプランニング」、「キャリアデザイン」、「インターンシップ」等の科目を配置している。公務員を希望する学生が多い法律学科では、「公務員基礎法」、「公共政策と法」といった公務員受験を意識した法的思考力の涵養をサポートしている。また必要な正課外プログラムとして「公務員試験対策講座」、「就職内定者懇談会」を用意している（資料4(2)-1）。
- ② 法律学科では、法的思考力の客観的測定の機会を学生に与えるため「法学検定試験」の団体試験会場・関連科目を設定している。また、試験直前に「法学検定試験」対策講座を開講している（資料4(2)-1）。2020年度についてはコロナ禍のため、「法学検定試験」の団体試験会場については実施を見送る予定である。
- ③ 「インターンシップ」への参加、学部主催の就職内定者による面接相談会の実施、就職キャリア支援部が実施する各種セミナーへの参加促進等を行っている。就職キャリア支援部が実施するイベントは教授会等で教員に周知し、機能している（資料4(2)-4）。「就職内定者懇談会」では、各ゼミナールに声を掛けて、内定者の選定、3年生への参加促進を図っている。12月に実施している法学部独自の3年生を対象とした就職セミナーには就職キャリア支援課の職員の協力（就活への心構えの説明）を要請し、応じてもらっている（資料4(2)-4）。

以上から学科内の学生への指導体制は適切であり、かつ学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能していると判断した。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・法律学科の学生が将来の進路として関心を持っている「公務員試験」、法律系資格の基礎となる「法学検定試験」に対応できるような体制となっている。正課内科目および正課外支援事業で学生のキャリア形成支援を行っている。
- ・2020年3月の就職率は99.2%であり、指導体制は適切であると評価できる（資料4(2)-5）。

【問題点・課題】

- 就職キャリア支援課主催の就職支援各種講座が授業時間帯で開催されることもあり、学生の誘導、参加について学部内の就職支援委員会等で検討して行きたい。
- 2021 年度カリでさらに充実する基盤教育科目におけるキャリア支援科目と、法学部独自のキャリア支援科目とを整合的な形で、学生に提示し履修させていく工夫の模索。

【将来に向けた発展方策】

- 2021 年度カリキュラムより、「公務員基礎法」（1 年）、「公共政策と法」（2 年）、「総合憲法」（3 年）といった公務員試験対策科目に関して、「公務員試験対策講義Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」として、順序化・体系化を明示することとした。

【根拠資料】

- 資料 4(2)-1 履修要覧
- 資料 4(2)-3 2021 将来構想 WG 資料
- 資料 4(2)-4 法学部教授会 資料
- 資料 4(2)-5 学部長会議報告

【基準4】教育課程・学習成果（その3）

【点検・評価項目】

（1）学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

【評価の視点】

（授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置）

- ① 学生の主体的参加を促すための配慮（学生数、施設・設備の利用など）を行っているか。
- ② 履修指導の機会、オフィスアワーなど、学生が学習に係る相談を受けやすい環境が整っているか。また、その指導体制は適切であるか。
- ③ 学生の学習を活性化し、教育の質的転換を実現するために、学科が主体的かつ組織的に取り組んでいるか。
- ④ カリキュラム・ポリシーに従い、各科目の学習到達目標に照らした教育方法が適切に用いられているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 学生の主体的参加を確保しつつ学修成果を高めるため、専門科目の必修科目については150名を上限としてコース数を設定しているほか、恒常的に履修者が多いその他の専門科目には増コースを行う一方、履修者が僅少である科目については合併開講、閉講等の措置を講じている（資料4(3)-7）。また、本学部管理の施設として、8号館に「法廷教室」があるところ、1年次の演習科目である「法学基礎演習」等の科目での利用を促している（資料4(3)-16）。
- ② 法律学科では、新生には、オリエンテーション期間、授業開始後5月の「法学基礎演習」の時間に専任教員が履修指導を行っている（資料4(3)-9）。各教員のオフィスアワーについては教員プロフィールにも明記し、Webで確認することが出来る（資料4(3)-8）。学生が相談を受けやすい環境を整えている。
- ③ 本学部におけるFD活動については、法律学科、企業法学科ともに同じ法律学を学問分野としているところ、学科別での実施では効果を上げることができないため、学部全体で年3回の「FD学習会」等の活動を実施している。FD学習会については、担当委員会が講演者を決定し、学部内教員、学内教員のほか学外からも講演者を招聘することも行っているが、毎回講演を元にした活発な議論が展開されている（資料4(3)-13）。また、企業法学科、第二部法律学科とあわせて約20コース開講される「法学基礎演習」については、毎年2月に次年度の担当者を集めた担当者会議を実施しており、教育手法共有の機会となっている（資料4(3)-14）。
- ④ 法律学科では、各科目のシラバスに学習到達目標を明記し、シラバスチェックの際には各科目分野の教員が記述内容の適切性をチェックしている（資料4(3)-1、資料4(3)-3）。加えて、全学統一の授業評価アンケート項目に加えて「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認しており、教育方法の適切性については制度として担保している（資料4(3)-4）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- 1年次導入科目の「法学基礎演習」では、クラス担任制を導入し、履修学生が専任教員を身近な存在となるような教育環境を創出し、学生の学習計画への助言等を行っている。
- 1年次には「法学基礎演習」、2年次には「教養演習」「公共政策と法」「キャリアデザイン」、3～4年次には「専門演習」と、各学年にアクティブ・ラーニング系科目を配置し、学修の活性化と質的転換をはかっている。
- 法学部主催で「ゼミ発表会」「法律討論会」「模擬裁判」といった普段の学習成果を発揮するイベントを開催し、学生の主体的な学びを促し、実践的な能力の習得につなげている
- 授業評価アンケート項目に関する項目「E6.この授業のシラバスを読み、講義の目的・内容・到達目標を理解しましたか。」を学部独自で設定し、学生へシラバスの意義が浸透するように努めている。

【問題点・課題】

- 法学の体系を理解せずに、時間割だけで履修する科目を決定する学生も見受けられる。
- 2年次のアクティブ・ラーニング系科目の受講者数の増加、3年次のゼミ所属のさらなる促進
- 学習の成果を活かす各種イベントへのさらなる積極的参加の促進

【将来に向けた発展方策】

- 履修指導の機会を、2年生、3年生に拡充する。従前は、2年生以降は各教員との個別のコミュニケーションの中で科目の体系等を理解できると考えてきたが、セメスター制により春学期、秋学期で異なる分野の科目を履修することも可能になっているので、きめ細やかな履修指導により学科の教育目標等を学生に伝えて行く。
- 2年次のアクティブ・ラーニング系科目は、現在、就職活動対策科目と連動しているが、法律・政治学の学問的内容を活かした問題解決型科目への改編・増設を検討する。
- 各種イベントへの更なる参加を促すために、審査結果に基づく各賞の表彰に加えて、教員や学生による意見のフィードバックを積極的に活用する。

【根拠資料】

- 資料 4(3)-1 シラバスの作成依頼
- 資料 4(3)-3 シラバスの点検資料および点検結果報告書
- 資料 4(3)-4 「授業評価アンケート」資料
- 資料 4(3)-7 各年度科目担当者一覧表
- 資料 4(3)-8 ToyoNet-G Web システム
- 資料 4(3)-9 新入生オリエンテーションスケジュール
- 資料 4(3)-13 FD 学習会資料
- 資料 4(3)-14 法学基礎演習担当者会議資料
- 資料 4(3)-16 法廷教室予約一覧

【基準4】教育課程・学習成果（その4）

【点検・評価項目】

（1）成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

【評価の視点】

（成績評価及び単位認定を適切に行うための措置）

- ① 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を取っているか。
- ② ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。
- ③ 学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **B：目標の達成が不十分** >

- ① 成績評価の客観性、厳格性を担保する措置として、シラバスに学修到達目標を明示し、シラバス点検を行い、その適切性を担保している（資料 4(4)-(1)-1）。「法学入門」、「法学基礎演習」では担当者間で会議を行い情報の共有を行っているが、各科目でのルーブリックの活用や成績状況の把握については教員個人のレベルに留まっている。定期試験期間中の試験においては、「貸与六法制度」を導入し、試験を厳格に実施している。
- ② 卒業要件は、学部規程に規定し、履修要覧にて全学生に明示している。また、新入生には履修ガイダンスと併せて、履修指導を行っており、卒業要件については十分に説明している（資料 4(4)-(1)-2）。
- ③ 学位授与については、平成 27 年 4 月 1 日に改正された教授会規程第 9 条の 1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項に基づき「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」を審議している。「履修要覧」に卒業に必要な単位数 124 単位を掲載し、明示している（資料 4(4)-(1)-2）。

法学部では毎年 3 月、9 月に卒業判定教授会を開催し、学生の卒業および学位授与の可否について審議し、決定している。学部長が責任主体となり、判定教授会において取得単位数と法律学科の必修科目、選択必修科目について基盤教育科目および専門科目を充足していることを確認し、教授会で審議という手続を経て、学士（法学）を授与している（資料 4(4)-(1)-4）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・「法学入門」、「法学基礎演習」担当の教員間では連携をとり、たとえば、「法学入門」では授業進度の調整、試験の実施時期等の調整を行なっている。また、「法学基礎演習」では、5 月の学生面談を組織的に行ない、5 回欠席前に学習上の問題点、困難について 1 年生と面談し、その把握に努めたところである。2020 年度については、コロナ禍の影響により、「法学基礎演習」の担当者がアンケートや個別面談により①学習状況、②将来の進路に関する 1 年生の認識について把握し、7 月教授会後に懇談会を開催し、意見交換を行い、法学の初年次導入教育のフォローアップをどのように行うかについて組織的な取り組みの中で課題解決を模索した（資料 4(4)-(1)-5）。

【問題点・課題】

- ルーブリック等について学科組織で行なうレベルではなく、ToyoNet-G 科目別成績分布のデータを活用し、個々の教員が取り組むレベルに止まっている。
- 「法学基礎演習」に関する非対面授業の方法等については、担当者がネット上にスペースを作り、各自の授業方法について議論する中で共通認識を持つことができた。

【将来に向けた発展方策】

- FD 学習会等を開催し、情報の共有を図る機会を設ける。
- 今年度の非対面授業の教育方法上の成果を、次年度以降いかに活用できるのか、FD 学習会などの機会を通じて組織的に模索していく。

【根拠資料】

- 資料 4(4)-(1)-1 シラバス
- 資料 4(4)-(1)-2 履修要覧
- 資料 4(4)-(1)-4 卒業判定教授会 議事録
- 資料 4(4)-(1)-5 7月懇談会資料

【点検・評価項目】

(2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

【評価の視点】

(各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定、学習成果を把握及び評価するための方法の開発)

- ① 学科として、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測るための評価指標（評価方法）を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。
- ② 学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施し、かつ活用しているか。

【点検・評価項目】 および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評定： **B：目標の達成が不十分** >

- ① 全学での取り組みに合わせた学修成果測定指標を策定し、法律学科開講科目を履修した学生が、修得科目においてどのディプロマ・ポリシーの科目を取得できているか、そのGPAの値は何かについて明示することのできる指標となっている。2021カリキュラムを前に2016現行カリキュラムでも試行し、結果の検証を行なったところである。試行結果からは4年次は残存単位を修得するため偏りが出ているが、1から3年生は一部のディプロマ・ポリシーの指標の科目に偏ることなく、バランス良く履修できていることが判明した。

また、客観的な学生の学修成果の測定のために、法律に関しては法学検定試験、語学に関してはTOEIC、学業全体に関しては成績優秀者や資格取得・検定合格者の学部長表彰を活用している。さらに2013年からはGPA制度を導入し、学習成果の評価指標として経年的な測定に用いている。法学検定試験とTOEICに関しては、受験料を補助することで学生の受験促進をはかっている(資料4(4)-(2)-1)。なお、法学検定の結果はゼミ教員に通知されて指導を受ける形となっており、またTOEICの結果は英語科目の成績に反映したり次年度の英語科目のコース分けに用いたりして、学生の勉学意欲を高める工夫をしている。こうした努力の結果、2019年度ベーシック(基礎)コース学生合格ランキング(ベーシック合格学生の所属する学校上位ランキング)で、東洋大学が合格率「全国第1位」となった。全国的にみても顕著な実績をあげることができている(資料4(4)-(2)-5)。

- ② 全学で実施している授業評価アンケートでは、六法(法令集)のみを持込可としている法律専門科目の学修成果を問う法学部独自の項目を用意している。2020年5月現在、学部、学科の教育効果や就職先の評価は、法律学科の受講者が多い公務員試験対策科目や、公務員試験対策講座を履修した学生のほかには、一般的には実施していない(資料4(4)-(2)-4)。卒業生アンケートの項目では、「答案・レポートの書き方を学びたかった。」という項目に多数の卒業生が回答しており、「法学基礎演習」担当者会議で申し合わせを行い、答案・レポートの書き方について授業で必ず触れるようにしている(資料4(4)-(2)-7)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- 本学の教育の柱である哲学教育、国際教育、キャリア教育に対応する形で、本学科のディプロマ・ポリシーを作成し、これを基準とした法律学科の教育指標（授業評価アンケートの際に六法を用いた学習成果を問う設問など）を開発している。
- 授業評価アンケートにおける自己評価、卒業生アンケートを実施している。
- 公務員試験対策科目を受講した学生や公務員試験対策講座を受講した学生に関して、卒業後に就職状況調査を行い、同科目や同講座の運営にフィードバックしている。

【問題点・課題】

- 法学部、法律学科で教育効果に関する就職先の全般的な評価は実施していないため、今後、実施する必要があるとの認識にある。

【将来に向けた発展方策】

- 法学部、法律学科で教育効果に関する就職先の全般的な評価は実施していないため、今後、実施する必要があるとの認識にある。

【根拠資料】

- 資料 4(4)-(2)-1 履修要覧
- 資料 4(4)-(2)-4 2019 年度公務員試験対策講座検証報告書
- 資料 4(4)-(2)-5 公益財団法人 日弁連法務研究財団ホームページ
https://www.jlf.or.jp/wp-content/uploads/2020/06/2019_prize.pdf
- 資料 4(4)-(2)-7 シラバス

【点検・評価項目】

- (3) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

(適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価<学習成果の測定結果の適切な活用>、点検・評価結果に基づく改善・向上)

- ① カリキュラム(教育課程・教育方法)の適切性を検証するために、定期的に点検・評価を実施しているか。また、具体的に何に基づき(資料、情報などの根拠)点検・評価、改善を行っているか。
- ② 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。
- ③ 授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内(高等教育推進センター)、学外のFDに係る研修会や機関などの取り組みを活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: **A:目標が達成されている**>

- ① カリキュラムの適切性については、執行部の指示の下、カリキュラム検討委員会が主体となって、毎年、自己点検・評価作業を行なう際、およびカリキュラム改定時の作業の際に検証を行なっている。
- ② 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性についても、執行部の指示の下、カリキュラム検討委員会が主体となって、毎年、自己点検・評価作業を行なう際、およびカリキュラム改定時の作業の際に検証を行なっている。
- ③ 法学部長が責任主体となり、法律学科開講主体の科目についてはシラバスのチェックを行い、教育内容・方法等について検証を加えているところである。例年、教員を対象とするPROGテスト報告会を開催し、学生のジェネリックスキルについて測定し、学生の特徴を踏まえた上で教育を展開している。2019年度については、PROGテストの振り返りを1年生必修科目「法学入門」の授業の一環として設定した。なお、当該授業は担当者以外の教員にも公開し、情報共有を図ることができた(資料4(4)-(3)-2)。次年度以降も実施することとしたい。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・検定試験、資格試験を活用し、学生の学修状況に応じた表彰制度を行なっている。
- ・PROGの結果を学生、教員で共有している。
- ・学部独自にFD学習会を開催し、授業内容、方法の工夫を組織的かつ積極的に取り組んでいる。

【問題点・課題】

- ・カリキュラムの定期的な検証については、外部者による評価を採り入れる計画はあり検討を行なってはいるが、まだ実現には至っていない。

【将来に向けた発展方策】

- カリキュラムの定期的な検証については、外部者による評価を取り入れる。

【根拠資料】

- 資料 4(4)-(3)-2 PROG テスト報告会資料

【基準5】学生の受け入れ（その1）

【点検・評価項目】

- (1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
- (2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

【評価の視点】

(学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表)

(学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定、入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備、公正な入学者選抜の実施、入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公正な入学者選抜の実施)

- ① アドミッション・ポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示しているか。
- ② アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。
- ③ 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。
- ④ 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 法律学科のアドミッション・ポリシーには、学部、各学科の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。第1部法律学科で設置している3つの履修モデルコースに沿ったポリシーを設定している（資料5(1)-4）。
- ② アドミッション・ポリシーに従って、推薦入試、一般入試方式を設定しており募集人員、選考方法を設定している。現在の、各入試方法や募集人員、選考方法が適切に設定されているについては、例年2月～5月に入試委員会で検証を行っている。入試動向に関する外部者による分析を基にした入試委員会における研修や、全学の入試委員会で提供される情報を参考に学部として適切に入試方式や募集人員の設定を行っている。また、アドミッション・ポリシーに則り、各入試方法や募集人員、選考方法が設定されているについては、入試委員会、教授会において審議・検討を行っている（資料5(1)-5、資料5(1)-6、資料5(1)-7、資料5(1)-8）。
- ③ 受験生に、Web等の募集要項において、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示している（資料5(1)-11）。
- ④ 特定の入試に偏ることなく、公正、適切な入試制度になっているかについて、入試委員会および教授会において審議し、一般入試、推薦入試（プレゼン型を含む）、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の適切性を確保している（資料5(1)-1、資料5(1)-5、資料5(1)-6、資料5(1)-7）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- 例年の入試動向について、法学部入試を対象として外部者に入試方式や学生の受験動向等に関する分析データに基づいて、偏りが生じないような方策を採っている。入試部が作成する入試データ集には各入試方式で募集人数、志願者数、合格者数、倍率等を明示しており、受験生からみても一定の方式の偏ることなく選抜が行なわれていることが明確となるようにしている。他の入試方式とのバランスを取りながら、推薦入試方式についてプレゼン型を導入するなど、より適切な選考方法を検討し導入している。また、推薦入試方式において、コロナ禍に対応して、選考が公正でありかつ趣旨に適したものとなるように選考方法を検討している(資料5(1)-5、資料5(1)-6、資料5(1)-8)。

【問題点・課題】

- 退学者・休学者が他の方式と比して多い入試方式について、入学後の追跡調査を行って、入試制度、募集人員に反映させていくことが求められる。

【将来に向けた発展方策】

- 入試方式毎に GPA による追跡調査を実施し、検討を行なう。また、推薦入試方式を組み替えて、アドミッション・ポリシーに沿った選考方法を設定する。

【根拠資料】

- 資料 5(1)-1 入試要項
- 資料 5(1)-4 法学部ホームページ
- 資料 5(1)-5 入試委員会 資料
- 資料 5(1)-6 全学入試委員会 資料
- 資料 5(1)-7 法学部教授会 資料
- 資料 5(1)-8 外部者による入試分析会 資料
- 資料 5(1)-11 入試情報サイト Toyo Web Style

【基準5】学生の受け入れ（その2）

【点検・評価項目】

- (1) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- (2) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】（入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理）

（学生の受け入れに関する適切な根拠〈資料、情報〉に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上）

- ① 定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。

★学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.90～1.25（※実験・実習系の学科は1.20）の範囲となっているか。

★学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25（※実験・実習系の学科は1.20）の範囲となっているか。

- ② 学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定： **A：目標が達成されている**>

- ① 適切な定員管理により定員の超過または未充足というような事態は生じていない。例年、6月頃にその年の入試結果を基に第三者評価として入試分析講演会を実施してきており、今年度は入試分析に関するデータに基づいて入試委員会において研修を開催し、次年度に向けた適正な自己点検・自己評価の機会を設けている。次年度以降も、入試委員会において入試分析データを利用して分析を行っていくこととし、現状では課題がないものと考えている（資料5(2)-1、資料5(2)-2、資料5(2)-4）。
- ② 2015年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項として「学生の入学、（中略）に関する事項」が定められており、全学入試委員会の方針を受けて、入試委員会において学生受入の適切性について審議を行い、教授会において審議を行っている（資料5(2)-2、資料5(2)-3）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・外部者講師による入試分析データに基づいた入試制度に関する研修を実施し、定員の不足または超過が生じないように情報の収集を行なっている。これらに基づいて、入試方式や各入試方式の定員について見直しを行っている（資料5(2)-4）。

【問題点・課題】

- ・コロナ禍による受験動向への影響を判断して、定員超過または未充足について、入試委員会において改善方策を検討していくことが必要である。

【将来に向けた発展方策】

- 当面、現状の方針を継続して行く。

【根拠資料】

- 資料 5(2)-1 全学入試委員会 資料
- 資料 5(2)-2 入試委員会 資料
- 資料 5(2)-3 法学部教授会 議事録
- 資料 5(2)-4 外部者による入試分析会 資料

【基準6】教員・教員組織（その1）

【点検・評価項目】

- (1) 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- (2) 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

【評価の視点】

(大学として求める教員像の設定：各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等)

(各学部等の教員組織の編制に関する方針：各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等の適切な明示)

(大学全体及び学部等ごとの専任教員数、適切な教員組織編制のための措置)

- ① 学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。
- ② 学部、各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。
- ③ 各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等で明確にされているか。
- ④ 学部、各学科において、専任教員数の半数は教授となっているか。
- ⑤ 学部として、～29、30～39、40～49、50～59、60歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。
- ⑥ 教員組織の編制方針に則って教員組織が編制されているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評定： **A：目標が達成されている** >

- ① 教員組織の編制方針では、【教育研究上の目的】、【必要教員数】、【教員構成】、【主要授業科目の担当】、【教員の募集・採用・昇格】、【教育内容の改善のための組織的な研修等】という項目について方針を定めている（資料6(1)-1）。本方針の下、教員の定年退職を見越し、学部将来構想委員会が教員採用計画を策定し、計画的な教員採用を行っている。なお、本学部では3学科が一体として運営されているところ、策定する教員組織編成方針は学科の目的を実現するためのものではなく、学部全体の目的を実現するものとなっている。
- ② 契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針については、学部将来構想委員会で個々の採用に必要な方針を策定するが、一般的な方針については明文化したものはない。①と同様に本学部では、3学科が一体として運営されているところ、策定する一連の方針は学部全体の目的を実現するものである。
- ③ 法学部の委員会については、毎年度末に次年度の委員会組織等について明文化し、教授会において審議し、かつ構成員に周知している（資料6(1)-4）。また、検討・検証内容によっては、複数の委員会を拡大委員会として合同開催し、責任の共有をはかっている。
- ④ 教授割合 59.4%であり、教授割合は5割を超えている（資料6(1)-3）。
- ⑤ 年齢構成については、20代、30代の教員が少ないが、これは専門教育を担当する教員の割合が多いためである。契約制外国語講師、助教の制度を活用し、年齢構成のバランスにも留意している。
- ⑥ 教員組織の編制方針に基づき、採用を行なっている（資料6(1)-2）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- 学部将来構想委員会において採用枠・分野の決定の後、同委員会で公募要領を作成、その上で教授会において審議をしており、教員組織の編成方針に従ったものであることを担保する制度となっている。

【問題点・課題】

- 法学部では、全面的に公募制による採用を行っているが、応募者の状況によっては計画通りに採用を行うことができない事例も生じている。その主たる要因は、外国語による授業数を増大させるため、新任教員の公募要件として外国語による授業実施を必須の要件として掲げざるを得ないことによる。実際、過少の応募者の中から適任者の採用に難儀し、数年に亘り再公募を行わざるを得なかった採用人事もあった。また、面接・模擬講義候補者の選定においては、外国語による授業実施可否を重視せざるを得ないため、中長期的な視点から体系的な法学教育の構築、維持に支障を来す恐れがある。さらに、契約制外国語講師は、他大学の専任職に内定したことを理由に、新年度開始前に内定辞退の申し出もあったが、契約制外国語講師の職を魅力あるものとするのが課題であると考えられる。

【将来に向けた発展方策】

- 本学部では、2021年度から2024年度にかけて、10人の専任教員が定年退職を迎える。分野の特性により外国語による授業実施に馴染まないと考えられる場合には、外国語による授業実施の要件緩和を要請したい。

【根拠資料】

- 資料 6(1)-1 法学部教員組織の編成方針
- 資料 6(1)-2 法学部教授会 議事録
- 資料 6(1)-3 法学部教員組織表
- 資料 6(1)-4 法学部委員会組織一覧

【基準6】教員・教員組織（その2）

【点検・評価項目】

- (1) ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げているか。
- (2) 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

（ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用）

（適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上）

- ① 教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化に繋がっているか。
- ② 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋がっているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評定： **A：目標が達成されている** >

- ① 「教員活動評価」を毎年実施しており、各教員は自己の改善のための PDCA サイクルを回し、活性化につなげている（資料 6(2)-1）。現状では、各教員レベルでの作業に留まっているところ、学科、学部単位での取り組み実施が課題である。
- ② 教員組織の適切性については、人事構想・将来構想委員会において次年度人事の採用枠等の検討が行われ、その結果を教授会で審議している（資料 6(2)-2）。つぎに、教授会の審議結果を基に次年度採用に関わる学長ヒアリングを行い学長と協議を行っている（資料 6(2)-4）。当該年度末に採用枠について、人事構想・将来構想委員会、資格審査委員会で学部長が報告を行い、その結果を教授会で説明しており適切性は確保されている（資料 6(2)-3）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・年2回以上行われるFD学習会への参加が義務づけられ、これによって、教員の質的向上に役立っている。
- ・2020年度については、コロナ禍でのオンライン授業の実践に向けて、ガールーン上のスペースを活用して、「法学基礎演習」や「語学科目共通」、さらにはオンライン授業全般に関する意見交換を活発に行い、教員同士で春学期の教育活動に関する情報交換を積極的に行った。
- ・6月教授会後と7月教授会後に、Webex を用いて春学期授業に関する懇談会を開催し、教員間でオンライン授業に関する意見交換を行った。
- ・法学部長が責任主体となり、人事構想・将来構想委員会、教員資格審査委員会で教員採用枠、公募要領原案を策定した後、教授会で審議を行なっている。
- ・法学・政治学教員だけではその能力を十分に判断のできない体育や語学分野の教員の採用においては、資格審査委員会や執行部会等において各専門の専任教員から意見徴取を行い、適切な人事が行われるよう助言を仰いでいる。

【問題点・課題】

- コロナ禍で初めて行われたオンライン授業には、リアルタイムのオンライン・ライブ授業、課題配信型授業（動画配信、レジュメと音声、教科書や資料を読ませて課題を提出させる授業）など、科目や教員によって多様な授業形態が実施された。これらの非対面授業で浮かび上がった課題をいかに改善するかが、今後の課題である。
- 学部との採用候補者を選出しても、理事長面接までの期間が長く、候補者が他大学へ流れるといった事象も発生した。

【将来に向けた発展方策】

- 非対面授業の課題は、それぞれの授業形態によって異なってくる。そのため、授業形態ごとに分けてその課題を洗い出し、授業評価アンケートで出された学生の声を共有し、それを活用しながら、FD 学習会などの機会を通じて各教員の授業改善につなげる。
- 非対面授業では、ToyoNet-ACE の使用が避けられないが、すべての教員が十分に活用できるほど習熟できていない。この点についても、FD 学習会などの機会を通じて教員同士でノウハウを共有し、授業改善につなげる必要がある。
- 学部採用候補者の理事長面接までの期間の短縮を図る必要がある。

【根拠資料】

- 資料 6(2)-1 教員活動評価
- 資料 6(2)-2 人事構想・将来構想委員会 資料
- 資料 6(2)-3 法学部教授会 議事録
- 資料 6(2)-4 人事に関する学長ヒアリング資料

その他

【点検・評価項目】

(1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。

【評価の視点】

(「哲学教育」「国際化」「キャリア教育」に基づく、学部・学科独自の取り組みを行っているか)

① 哲学教育・国際教育・キャリア教育について、学科の教育内容に合わせた取り組みを行っているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価: **A: 目標が達成されている** >

「哲学教育」(資料その他-4、資料その他-5)

・2012年度カリキュラムより法学部独自の1年次必修科目として「井上円了と建学の精神」を開講している。本学の教育理念「自分の哲学をもつ」「本質に迫って深く考える」「主体的に社会の課題に取り組む」は、東洋大学の前身、哲学館を創立した井上円了の建学の精神「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」に基づいている。

これらを講義中に学ぶことに加え、創立者井上円了によって「教育的、倫理的、哲学的精神修養」の場として1903年に創設された「中野区立哲学堂公園」の見学会も実施し、授業の内容を更に深めている(資料その他-1)。

「国際教育」(資料その他-4、資料その他-5)

・基盤教育(一般教養的科目)では英語及び選択外国語科目で構成する文化間コミュニケーション科目10単位を卒業要件としている。英語の必修科目については習熟度及び個々の目的(留学、資格取得等の希望)に応じたクラス編成を行い、また、全学生に英語母語教員の授業を履修させて、高校までに習得した知識を発展的に伸ばすことを目指している。選択科目としてビジネス・イングリッシュを開講し、また、2013年度からは短期留学プログラムに法学部独自の海外語学研修を加えるなどして、教育内容に実践性を持たせることも重視している(資料その他-2)。また、全学で実施している短期語学セミナー、交換留学において修得した単位については、学部において短期留学プログラム、長期留学プログラムⅠ/Ⅱとして卒業単位に認定している。さらに、英語以外にもドイツ語、フランス語、中国語を初習外国語として履修させることで多角的な異文化理解のための視点を涵養し国際化教育の充実を図っている。

・専門科目においても英語で行う授業を開講し、国際的な場面でも専門的知識をいかして活躍できる能力の開発にも注力している。現行カリキュラムでは International Law A/B, Fundamental Concepts of International Politics A/B, Fundamental Concepts of Peace Studies A/B, International Relations A/B を他学科開放科目として開講し、学部のポリシーであるグローバル化に対応できる人材の育成を目指している。

・2013年度より国際インターンシップを実施。国際連合訓練調査研究所広島事務所において、外国人スタッフの研修プログラムの準備や助手、通訳等を実習内容とする。2014年度より、学部科目「インターンシップ」で、単位認定している。

「キャリア教育」(資料その他-4、資料その他-5)

・法学部では、キャリア教育の一環として、学部科目に①キャリアプランニング②インターンシップ③公務員基

礎法④公共政策と法（公務員対策）⑤総合憲法（公務員対策）⑥法学特論 A（法学検定対策）⑦キャリアデザイン（就職対策）⑧特殊講義ⅡD（土地家屋調査士 寄附講座）を開講し、キャリアプランニング、公務員試験対策、就職試験対策、各種資格取得対策を正課授業で講じている。またこれに加えて課外講座、昼休み個人面談等、学部独自の就職支援行事も実施している。また、正課授業における外部講師の講演も積極的に取り入れている。講義で修得した内容と社会で実際活躍をされている方々の講演を併せて聞くことにより、学習意欲を向上させている。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- 哲学教育・国際教育・キャリア教育に係る科目は、いずれも正課内の講義科目として提供しており、それぞれ学科の教育内容に合致するものである。すなわち、哲学教育については法学を学ぶ上での基礎的素養として位置づけられるものであり、1年次の必修科目としている。国際教育についても、1年次から4年次まで複数の外国語を継続して履修できるようにしているほか、英語により実施する科目も提供している。キャリア教育についても、学部の特性から公務員を希望する学生が多いことを受け、公務員試験を念頭においた科目を開講するとともに、法学が「実学」であることに鑑み、各種資格・検定試験に対応する科目も開講している。

【問題点・課題】

- 本項目について、改めて点検・評価を行ったが、問題点・課題は特に認められなかった。

【将来に向けた発展方策】

- 2021 カリキュラムにおいては、一部の科目について廃止、名称変更を行うものもあるが、上述の施策を継続して行くこととしたい。

【根拠資料】

- 資料その他-1 学部 HP : <http://www.toyo.ac.jp/site/law/21314.html>
- 資料その他-2 法学部海外研修資料
- 資料その他-4 学部 HP : <https://www.toyo.ac.jp/academics/faculty/law/>
- 資料その他-5 シラバス 2019 年度 (ToyoNet-G 掲載)

2020 年度自己点検・評価フォーム (学部用)

法学部・企業法学科

(法学部自己点検・評価活動推進委員会承認)

【基準1】理念・目的

【点検・評価項目】

大学の理念・目的、各学部における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。大学・学部等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【評価の視点】

(将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定)

- ① 各学科の中・長期計画その他の諸施策の計画は適切に実行されているか。実行責任体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現に繋がっているか。
- ② 学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。
- ③ 理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評定： **A：目標が達成されている** >

現状説明の前に、企業法学科が実現を目指す目的の特徴について3点を確認する。まず、企業法学科は学士(法学)を授与していることから分かるように主として法学を学ぶ学部である。もっとも、企業法学科は、ビジネスも分野でも法的素養をもって幅広く活躍できる人材の養成を行なっている。そのため、教育プログラムの特徴としてはビジネス実務法務検定等の支援をし、またインターンシップについても国際化に対応できるように支援する点においては、座学のみならず、座学で習得した知識の実践に重点を置く教育を目指している。最後に、今後もこの体制を維持する予定である。

2016カリキュラムから履修モデルコースを採用し、学生が企業法を学ぶ際のメニューを呈示し、学修計画を組み立てやすく工夫をした。その際、企業活動と法律の関わりについて初学者にも分かりやすくガイドライン的な目標を履修要覧等に明示した。学科の理念目標については、法学部の人事構想・将来構想委員会、学科将来構想WG、カリキュラム検討委員会で検討を行ない、毎年の履修要覧作成の際に見直しを行なっている(資料1-1)。

企業法学科では、教育プログラムの展開においては企業において法的知識を生かせるよう、ビジネス実務法務検定等法律関連検定受験の支援や、国際機関でのインターンシップを実施する等、座学のみならず、座学で習得した知識の実践に重点を置く教育を目指しており、学生のキャリア形成支援にも貢献している。

- ① 企業法学科では、2016年度より中長期計画を策定し、2023年度までの到達目標とその計画を策定した(資料1-3)。なお、中期計画については2020年度より新たな計画がスタートするところ、これまでの達成度を踏まえ所要の修正を行うこととしている(資料1-6)。また、学長施策である「教育活動改革支援予算」により、経常の学部予算ではカバーできない国際化に向けた理念目的の実現に向け、語学研修等の教育プログラムの企画と実行を進めている(資料1-11)。
- ② 企業法学科の目的の適切性については、教授会において承認された中期計画・中期目標の方針に従い、法学部内各種委員会において予算化を行う際に毎年度、適正性を検証している。執行部会が各種委員会に検証を指示している。アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーについては、執行部が中心となり、2021将来構想WGにおいてまず検証を行っている(資料1-12)。教授会では関連する議案の審議において検証している(資料1-13)。
- ③ 2015年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の2「教授会は、当該学部の運営に関す

る次の事項を審議する」事項として「教育研究上の目的に関する事項」が定められており、企業法学科ではカリキュラム改訂の際に、教育研究上の目的の検証も行っている。また、毎年の自己点検・評価を行う際にも検証を実施している。検証プロセスについては、法学部自己点検・評価委員会が学部教授会へ報告した報告書を全学の自己点検・評価活動推進委員会がチェックを行ない、そのコメントに基づき学部で検証作業を行っており、検証プロセスを概ね適切に機能させている。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・2020年度よりスタートした中期計画については、2019年度に執行部で検討の上、教授会の承認を経た上で策定を行った。実行・検証の主体は執行部である。
- ・本計画は今年度よりスタートしたものであり、現時点での検証は困難であるが、たとえば「計画③ 3つのポリシーを起点とした教育活動のPDCAサイクルの実践」に挙げた2つの事業は、いずれも本学部のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに適合するものである。具体的には、(1) 法学部教育における「アクティブ・ラーニング」、「ルーブリック」活用の実践、(2) 法律討論会、ゼミ発表会の更なる活性化であるが、いずれも、オンラインによる非対面授業が中心となる今年度においても、実践・実施方法を工夫して実施することにした。なお、(2) 法律討論会についてはテレビ会議システムの活用、ゼミ発表会では動画配信により実施する予定である。以上の取り組みは、本学科の理念・目的の実現に資するものとする。

【問題点・課題】

- ・中期計画の中には、「② TOYO GLOBAL DIAMONDS 構想の着実な推進」「計画⑤ 産官学間の連携や海外研究機関等との連携の強化を通じた研究力の向上」など、コロナウイルス禍により当面の間、計画実施が困難なものもある。
- ・また、中期計画実施については、海外語学研修など学長施策「教育活動改革支援予算」によるものもあるが、実習・実験科目、フィールドワークなどの科目がない本学部では、新規案件が出にくい傾向にある。

【将来に向けた発展方策】

- ・上記の計画実施が困難なものは、年後ごとの目標と行動計画の一部後ろ倒しを行うなどして、最終年度である2023年度に達成できるようにしたい。
- ・「計画⑤ 産官学間の連携や海外研究機関等との連携の強化を通じた研究力の向上」の到達目標「海外学部協定校の増加」については、学長施策「教育活動改革支援予算」を基に行なっている語学研修を起点とし、海外の大学との教育交流の拡充することを考えたい。

【根拠資料】

- ・資料1-1 履修要覧
- ・資料1-3 法学部企業法学科 中長期計画
- ・資料1-6 中長期計画フィードバックコメント
- ・資料1-11 予算委員会 資料
- ・資料1-12 2021 将来構想 WG 資料
- ・資料1-13 法学部教授会 議事録

【基準4】教育課程・学習成果（その1）

【点検・評価項目】

- (1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- (2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

（課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適正な関連性）

- ① 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。また、ディプロマ・ポリシーには、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が明示されているか。
- ② カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、学科のカリキュラムを編成するうえで重要かつ具体的な方針が示されているか。
- ③ カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① ディプロマ・ポリシーに、「学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果」が具体的に明示されている。ディプロマ・ポリシーについては、「(1) 民法、商法をはじめとする私法分野の法律科目の学習に重点を置きつつ、法的関連科目の学習を通して、法的専門知識を学習します。これにより、社会における数々の法的紛争に関する論点を的確に把握し、法に基づいて公平・正義にかなった解決ができ得る法的素養、いわゆるリーガル・マインドを修得することができ」、(2) ①経営の基礎を理解に資する科目、②グローバル化・国際社会の理解に資する科目、③スポーツビジネスを通して法の理解に資する科目のいずれかの学習を通して、企業人としてのキャリア開発に資する応用事例分析・対応能力を身につけることができ」と明示している（資料4(1)-3、資料4(1)-4）。

- ② カリキュラム・ポリシーには、「第1部企業法学科のカリキュラムを支える基本方針は以下の通りです。まず、法を学び、リーガル・マインドを身につけた学生が、国際化社会において期待される役割を果たせることを目標としています。すなわち、コミュニケーション能力を身につけ、対立する利益・価値観に謙虚に耳を傾け理解できること、一方に偏らないバランス感覚を有すること、公正さと客観性を備えた基準に基づき判断を示せること、です。このような能力涵養のため、

- ① コミュニケーション能力の重視、
- ② 基礎理論・原理の徹底、
- ③ 法の相互関係の理解、
- ④ 現実・実務に役立つ法運用、に関する科目を配置します。

また、会社法、経済法などの企業活動に深く関連する法を組み込みながら、

- ① 導入教育による法学の基礎の徹底、
- ② 実体法と手続法の統合的な理解、
- ③ 社会の実態に即した法適用を説明できる能力の涵養、
- ④ 経営学やビジネスの基礎の理解を目指します。」

と、カリキュラム上の教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態、必修・選択必修・選択の別、単位数の設定の基となる、教育課程に対する編成方針、実施方針を具体的に明示している。ディプロマ・ポリ

シーで挙げる、民法、商法を中心とする私法分野の体系的な専門知識の修得を促す授業形態に関しては、講義科目を中心に順序だてて学年配置している。また同ポリシーで挙げる、企業人としてのキャリア開発に資する応用事例分析・対応能力の修得を促す授業形態が求められる、演習科目については、すべての学年で配置するようにしている（資料 4(1)-3、資料 4(1)-4）。

③ カリキュラム・ポリシーは、「法学部では、独立自活の精神に富んだ人の痛みが分るリーガルマインドを身につけさせるだけでなく、特に社会経済のグローバル化に対応しうするために語学力の向上を図ることを教育目標としています。その上で、第 1 部企業法学科では、3 つの履修モデルコース（以下、「モデル」という。）ごとに次のような高度職業人の育成を目的とします。

(1) ビジネスキャリア法モデルでは、公認会計士、税理士、社会保険労務士などの他、企業法務や企業財務を担える人材の育成を目的とします。

(2) グローバルビジネス法モデルでは、国際的なビジネスを展開する企業において主導的な役割を担う「グローバルリーダー」として活躍できる人材の育成を目的とします。

(3) スポーツビジネス法モデルでは、「スポーツ関連の民間企業や自治体公務員、団体職員など、法的な視点からスポーツビジネスに携わることのできる人材の育成を目的とします。」という教育目標とも、ディプロマ・ポリシーとも整合していることが認められる（資料 4(1)-3、資料 4(1)-4）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・基盤教育と専門教育の連携・法学系各種試験への学生支援を行なうことにより資格の取得が法学学修のペースメーカーとなる。
- ・企業法学科においても法学を学修する学生の特色として公務員を希望する学生が多い。そのため、将来にも能力が発揮できるように、法的思考力を重視した内容を講義科目として設けている。そうした教育内容のみならず、公務員対策講座等の設置によりキャリア支援を行ない、キャリア関連科目と並んで実践力も涵養できるように学生の支援を行うところに特徴がある。
- ・基盤教育と専門教育の連携・法学系各種試験への対策講座、受検料補助、学部長表彰制度等の学生支援を行なうことにより資格の取得が法学学修のペースメーカーとなるように制度設計を行なっている。そのため、企業法学科では、法的思考能力とビジネスパーソンとして必要とされる能力双方の修得をディプロマ・ポリシーとして明示し、これらの能力を身につけることができるようにカリキュラム・ポリシーを具体的に設定している。
- ・履修指導の複数機会化により学修科目と法の体系性を学生に説明している。

【問題点・課題】

- ・ビジネス実務法務検定や知的財産管理技能検定をはじめとする、法学系各種試験の受験者数の増加に向けた取り組みが課題となっている。

【将来に向けた発展方策】

- 「基準5 学生の受け入れ」にも関連するが、ディプロマ・ポリシーに記載している学習成果や企業法学科の教育目標の到達に向けて、より良いカリキュラムを検討していくとともに、在学生へ一層の学習支援を行う。
- 企業法学科の就職内定率は、例年 100%近い数字を維持しており、現状では問題ないと判断しているが、卒業生アンケート、在校生アンケートの活用や、学科別に設定している「法学基礎演習」等の時間を使って学生にアンケート調査を実施し、カリキュラム検討の際の素材とする。
- 企業法学科で学んだ学生が学修成果の可視化をより推進したいとの意味合いから、2021 カリより、「特殊講義」の枠組みで実施していた、法学検定試験対策や知的財産管理技能検定対策の授業について、「法学検定試験対策講義」や「知的財産管理技能検定対策講義」といった、学生に分かりやすい名称の科目としてカリキュラム上明示することとした。また、2021 カリより、金融機関就職志望学生を念頭に置いて、新たにファイナンシャル・プランナー検定合格を意識した特殊講義を開講することを検討している。学生のキャリアプランニングにより合致したかたちの講座配置を行なっている。

【根拠資料】

- 資料 4(1)-3 2021 将来構想 WG 配付資料
- 資料 4(1)-4 法学部教授会 資料

【基準4】教育課程・学習成果（その2）

【点検・評価項目】

- (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【評価の視点（1）】

（適切に教育課程を編成するための措置）

- ① 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。
- ② 各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されているか。
- ③ 授業科目の位置づけ（必修、選択等）に極端な偏りがなく、教育目標等を達成するうえで必要な授業科目がバランスよく編成されているか。
- ④ 専門教育への導入に関する配慮（初年次教育、導入教育の実施等）を行っているか。
- ⑤ 基盤教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。卒業、履修の要件は適切にバランスよく設定されているか。
- ⑥ カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 企業法学科では、2016カリキュラム改訂より、科目のナンバリング制度を導入し、基盤教育科目、専門科目、専門科目の中での学修順序についても科目ナンバリングにより学生に明示をしている。1年次に、基礎法学系科目および基幹科目である「憲法」、「民法」、2年次に「現代企業法Ⅰ」「刑法」を配置し、3年次より展開科目が履修できるような教育課程表を設定している。法学の学修体系と企業法学科の特色でもあるキャリア形成支援のための隣接科目（経営学やスポーツ法等）の学修の順次性についても学生がスムーズに学修を進められるように配置をしている（資料4(2)-1）。
- ② 各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されているかについては、講義系科目は半期2単位、語学及び実技系科目等は半期1単位として設定されている。時間数も15回授業で設定しており、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されている（資料4(2)-1）。
- ③ 教育課程表に科目一覧を掲載しているが、授業科目（必修、選択等）に極端な偏りがなく、教育目標を達成する上で必要な科目が配置されている。必修科目や選択必修科目など、教育上主要と認められる科目をすべて開講している（資料4(2)-1）。
- ④ 1年次、必履修科目（※必ず履修を促すが卒業要件とはしていない科目）として「法学入門」「法学基礎演習」を配置し、初年次教育、導入期教育を適切に行い、2年次から履修できる「教養演習」は語学、健康科学といった基盤教育分野を、「専門演習」は法学・政治学といった専門科目をゼミナール形式で学習するといった位置づけになっている。1年次、必履修科目として「法学入門」「法学基礎演習」を配置し、その授業コンテンツの中においても法学学修初学者のために、法律体系等の説明の中で法律科目の位置づけ等については説明し、①の授業科目の順次性についても講義の中で学生に説明を加えている。2021カリキュラムからは「専門基礎演習」を新設し、2年次秋学期から専門科目におけるアクティブ・ラーニングの機会の拡充に配慮をしたところである（資料4(2)-3）。
- ⑤ 卒業単位124単位として設定し、うち28単位を基盤教育、72単位を専門科目から学修することとし、学士（法学）を授与するに相応しい、バランスとなっている。また、セメスターの履修上限を24単位とい

うキャップを設定し、学修効果の実効性を高めている（資料 4(2)-1）。

- ⑥ カリキュラム・ポリシーには、「能力の開発・涵養のためにカリキュラム・ポリシーは、(1) コミュニケーション能力の重視、(2) 基礎理論・原理の徹底、(3) 法の相互関係の理解、(4) 現実・実務に役立つ法運用、です。そして、会社法、経済法などの企業活動に深く関連する法を組み込みながら、(1) 導入教育による法学の基礎の徹底、(2) 実体法と手続法の融合的な理解、(3) 社会の実態に即した法適用をカリキュラムにおいて展開していきます。」と明示し、先に述べたように講義系科目と演習系科目を適切に配置し、講義科目と演習科目により思考力の訓練を行っており、学生の成果取得につながる教育課程になっていることが認められる（資料 4(2)-1）。

【評価の視点（2）】

（学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施）

- ① 学科の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るために、キャリア教育等必要な教育を正課内に適切に配置しているか。また必要な正課外教育が適切に施されているか。
- ② 教育目標に照らした諸資格の取得、その他必要な知識・技能を測る試験の受験に係る指導や支援環境が整っているか。
- ③ 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、学科内の学生への指導体制は適切であるか。また、学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能しているか。

【点検・評価項目】 および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① キャリア関連科目として「キャリアプランニング」、「キャリアデザイン」、「インターンシップ」等の科目を配置している。公務員を希望する学生が多い企業法学科では、「公務員基礎法」、「公共政策と法」といった公務員受験を意識した法的思考力の涵養をサポートしている。また必要な正課外プログラムとして「公務員試験対策講座」、「就職内定者懇談会」を用意している（資料 4(2)-1）。
- ② 企業法学科では、法的思考力の客観的測定の機会を学生に与えるため「法学検定試験」の団体試験会場・関連科目開講を設定している。また、試験直前に「法学検定試験」対策講座を開講している（資料 4(2)-1）。2020 年度についてはコロナ禍のため、「法学検定試験」の団体試験会場については実施を見送る予定である。
- ③ 「インターンシップ」への参加、学部主催の就職内定者による面接相談会の実施、就職キャリア支援部が実施する各種セミナーへの参加促進等を行っている。就職キャリア支援部が実施するイベントは教授会等で教員に周知し、機能している（資料 4(2)-4）。「就職内定者懇談会」では、各ゼミナールに声を掛けて、内定者の選定、3 年生への参加促進を図っている。12 月に実施している法学部独自の 3 年生を対象とした就職セミナーには就職キャリア支援課の職員の協力（就活への心構えの説明）を要請し、応じてもらっている（資料 4(2)-4）。

以上から学科内の学生への指導体制は適切であり、かつ学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能していると判断した。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- 企業法学科の学生が将来の進路として関心を持っている「公務員試験」、法律系資格の基礎となる「法学検定試験」や「知的財産管理技能検定試験」等に対応できるよう、2021年度カリキュラム改定においては科目名の明示を行なった。ゼミナール内での指導や就職キャリアセンター主催の正課外支援事業で学生のキャリア形成支援を行なっている。
- 2020年3月の就職率は98.7%であり、指導体制は適切であると評価できる（資料4(2)-5）。

【問題点・課題】

- 就職キャリア支援課主催の就職支援各種講座が授業時間帯で開催されることもあり、学生の誘導、参加について学部内の就職支援委員会等で検討して行きたい。
- 2021カリでさらに充実する基盤教育科目におけるキャリア支援科目と、法学部独自のキャリア支援科目とを整合的な形で、学生に提示し履修させていく工夫の模索が課題である。

【将来に向けた発展方策】

- 2021年度カリキュラムより、学部内他学科科目を通じて企業法学科生に対しても開放されている、「公務員基礎法」（1年）、「公共政策と法」（2年）、「総合憲法」（3年）といった公務員試験対策科目に関して、「公務員試験対策講義Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」として、順序化・体系化を明示することとした。

【根拠資料】

- 資料4(2)-1 履修要覧
- 資料4(2)-3 2021 将来構想 WG 資料
- 資料4(2)-4 法学部教授会 資料
- 資料4(2)-5 学部長会議報告

【基準4】教育課程・学習成果（その3）

【点検・評価項目】

（1）学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

【評価の視点】

（授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置）

- ① 学生の主体的参加を促すための配慮（学生数、施設・設備の利用など）を行っているか。
- ② 履修指導の機会、オフィスアワーなど、学生が学習に係る相談を受けやすい環境が整っているか。また、その指導体制は適切であるか。
- ③ 学生の学習を活性化し、教育の質的転換を実現するために、学科が主体的かつ組織的に取り組んでいるか。
- ④ カリキュラム・ポリシーに従い、各科目の学習到達目標に照らした教育方法が適切に用いられているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

現状説明の前に、「基準1 理念・目的」に掲げたように、法学部の特徴を確認しておきたい。まず、法学部は法学を学ぶ学部であり、企業法学科であっても法律学科と本質的な学習は同じである。そのため本学部では学科の垣根を越えて教育、研究活動を行っており成果を上げている。その中で企業法学科は、教育プログラムの展開においては企業において法的知識を生かせるよう、ビジネス実務法務検定等法律関連検定受験の支援や、国際機関でのインターンシップを実施する等、座学のみならず、座学で習得した知識の実践に重点を置く教育を目指すという特徴がある。そのため、学習の活性化の措置として、そうした座学の成果を達成できるように、1年次の「法学基礎演習」や3年・4年次の「専門演習」における少人数による演習形式授業や大人数の講義科目においても Respon を積極的に用いて学習の活性化をはかっている。

- ① 企業法学科では、学習指導室、共同研究室を配置し、学生の主体的学習について配慮をしている。また、必修科目では、150名前後になるように複数コースを設定している（資料4(3)-6、資料4(3)-7）。演習（ゼミナール）においてもゼミ選抜募集を行なうことによって適切な履修者数になっている。加えて、1年次「法学基礎演習」ではループリックを導入し、学生評価の一助としている（資料4(3)-12）。また講義形式の授業においても一方的に知識を教授するだけではなく、小テストや、ToyoNet-Ace や Respon を積極的に授業内で活用することにより双方性を保持するように努めている。

シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに（資料4(3)-1）、各学部による全科目のシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる（資料4(3)-3）。履修指導については、2020年度より1年生、2年生、3年生の各学年を対象として実施することを決定し、留意事項等を学生に説明する機会を拡充させる。

- ② 企業法学科では、新生には、オリエンテーション期間、授業開始後5月の「法学基礎演習」の時間に専任教員が履修指導を行っている（資料4(3)-9）。各教員のオフィスアワーについては教員プロフィールにも明記し、Webで確認することが出来る。学生が相談を受けやすい環境を整えている（資料4(3)-8）。
- ③ 学生の学習を質・量の両面から活性化する工夫をおこなっている。まず、質的側面では、本学部では法律学科及び企業法学科はともに同じ学問を履修するのが目的である。そこで、本学部におけるFD活動については、法律学科、企業法学科ともに同じ法律学を学問分野としているところ、学科別での実施では効果を上げることができないため、学部全体で年3回の「FD学習会」等の活動を実施している。FD学習会については、担当委員会が講演者を決定し、学部内教員、校内教員のほか学外からも講演者を招聘することも行っ

ているが、毎回講演を元にした活発な議論が展開されている（資料 4(3)-13）。また、第一部法律法学科、第二部法律学科とあわせて約 20 コース開講される「法学基礎演習」については、毎年 2 月に次年度の担当者を集めた担当者会議を実施しており、教育手法共有の機会となっている（資料 4(3)-14）。

- ④ 企業法学科では、各科目のシラバスに学習到達目標を明記し、シラバスチェックの際には各科目分野の教員が記述内容の適切性をチェックしている（資料 4(3)-1、資料 4(3)-3）。加えて、全学統一の授業評価アンケート項目に加えて「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認しており、教育方法の適切性については制度として担保している（資料 4(3)-4）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- 1 年次導入科目の「法学基礎演習」では、クラス担任制を導入し、履修学生が専任教員を身近な存在となるような教育環境を創出し、学生の学習計画への助言等を行っている。
- 1 年次には「法学基礎演習」、2 年次には「教養演習」「キャリアデザイン」、3～4 年次には「専門演習」と、各学年にアクティブ・ラーニング系科目を配置し、学修の活性化と質的転換をはかっている。
- 法学部主催で「ゼミ発表会」「法律討論会」「模擬裁判」といった普段の学習成果を発揮するイベントを開催し、学生の主体的な学びを促し、実践的な能力の習得につなげている。
- 授業評価アンケート項目に関する項目「E6.この授業のシラバスを読み、講義の目的・内容・到達目標を理解しましたか。」を学部独自で設定し、学生へシラバスの意義が浸透するように努めている。

【問題点・課題】

- 法学の体系を理解せずに、時間割だけで履修する科目を決定する学生も見受けられること。
- 2 年次のアクティブ・ラーニング系科目の受講者数の増加、3 年次のゼミ所属のさらなる促進。
- 学習の成果を活かす各種イベントへのさらなる積極的参加の促進。

【将来に向けた発展方策】

- 履修指導の機会を、2 年生、3 年生に拡充する。従前は、2 年生以降は各教員との個別のコミュニケーションの中で科目の体系等を理解できると考えてきたが、 semester 制により春学期、秋学期で異なる分野の科目を履修することも可能になっているので、きめ細やかな履修指導により学科の教育目標等を学生に伝えて行く。
- 2 年次のアクティブ・ラーニング系科目は、現在、就職活動対策科目と連動しているが、法律・政治学の学問的内容を活かした問題解決型科目への改編・増設を検討する。
- 各種イベントへの更なる参加を促すために、審査結果に基づく各賞の表彰に加えて、教員や学生による意見のフィードバックを積極的に活用する。

【根拠資料】

- 資料 4(3)-1 シラバスの作成依頼
- 資料 4(3)-3 シラバスの点検資料および点検結果報告書
- 資料 4(3)-4 「授業評価アンケート」資料
- 資料 4(3)-6 授業時間割表
- 資料 4(3)-7 各年度科目担当者一覧表
- 資料 4(3)-8 ToyoNet-G Web システム
- 資料 4(3)-9 新入生オリエンテーションスケジュール
- 資料 4(3)-12 法学基礎演習ルーブリック
- 資料 4(3)-13 FD 学習会資料
- 資料 4(3)-14 法学基礎演習担当者会議資料

【基準4】教育課程・学習成果（その4）

【点検・評価項目】

（1）成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

【評価の視点】

（成績評価及び単位認定を適切に行うための措置）

- ① 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を取っているか。
- ② ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。
- ③ 学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **B：目標の達成が不十分** >

- ① 成績評価の客観性、厳格性を担保する措置として、シラバスに学修到達目標を明示し、シラバス点検を行い、その適切性を担保している（資料 4(4)-(1)-1）。「法学入門」、「法学基礎演習」では担当者間で会議を行い情報の共有を行っているが、各科目でのルーブリックの活用や成績状況の把握については教員個人のレベルに留まっている。定期試験期間中の試験においては、「貸与六法制度」を導入し、試験を厳格に実施している。
- ② 卒業要件は、学部規程に規定し、履修要覧にて全学生に明示している。また、新入生には履修ガイダンスと併せて、履修指導を行っており、卒業要件については十分に説明している（資料 4(4)-(1)-2）。
- ③ 学位授与については、平成 27 年 4 月 1 日に改正された教授会規程第 9 条の 1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項に基づき「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」を審議している。「履修要覧」に卒業に必要な単位数 124 単位を掲載し、明示している（資料 4(4)-(1)-2）。

法学部では毎年 3 月、9 月に卒業判定教授会を開催し、学生の卒業および学位授与の可否について審議し、決定している。学部長が責任主体となり、判定教授会において取得単位数と企業法学科の必修科目、選択必修科目について基盤教育科目および専門科目を充足していることを確認し、教授会で審議という手続を経て、学士（法学）を授与している（資料 4(4)-(1)-4）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・「法学入門」、「法学基礎演習」担当の教員間では連携をとり、たとえば、「法学入門」では授業進度の調整、試験の実施時期等の調整を行なっている。また、「法学基礎演習」では、5 月の学生面談を組織的に行ない、5 回欠席前に学習上の問題点、困難について 1 年生と面談し、その把握に努めたところである。
- ・単位僅少者や UPI 学生精神的健康調査テストの結果をも見つつ、学修成果が思わしくない学生については個別の面談を実施したところである。

【問題点・課題】

- ルーブリック等について学科組織で行なうレベルではなく、ToyoNet-G 科目別成績分布のデータを活用し、個々の教員が取り組むレベルに止まっている。2019年2月4日に「法学基礎演習」担当者会議を招集し、ルーブリックのサンプルを配布し、担当教員に積極的な活用をお願いしたところである。2020年度については、コロナ禍の影響により、「法学基礎演習」の担当者がアンケートや個別面談により①学習状況、②将来の進路に関する1年生の認識について把握し、7月教授会後に懇談会を開催し、意見交換を行い、法学の初年次導入教育のフォローアップをどのように行うかについて組織的な取り組みの中で課題解決を模索した（資料4(4)-(1)-5）。

【将来に向けた発展方策】

- FD 学習会等を開催し、情報の共有を図る機会を設ける。
- 今年度の非対面授業の教育方法上の成果を、次年度以降いかに活用できるのか、FD 学習会などの機会を通じて組織的に模索していく。

【根拠資料】

- 資料 4(4)-(1)-1 法学基礎演習ルーブリック
- 資料 4(4)-(1)-2 FD 学習会資料
- 資料 4(4)-(1)-4 法学基礎演習担当者会議資料
- 資料 4(4)-(1)-5 7月懇談会資料

【点検・評価項目】

(2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

【評価の視点】

(各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定、学習成果を把握及び評価するための方法の開発)

- ① 学科として、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測るための評価指標（評価方法）を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。
- ② 学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施し、かつ活用しているか。

【点検・評価項目】 および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評定： **B：目標の達成が不十分** >

- ① 企業法学科において、教育評価指標を開発し、ディプロマ・ポリシーに対応するように個別指標を作成し、企業法学科開講科目を履修した学生が、修得科目においてどのディプロマ・ポリシーの科目を取得できているか、そのGPAの値は何かについて明示することのできる指標となっている。2021カリキュラムを前に2016現行カリキュラムでも試行し、結果の検証を行なったところである。試行結果からは4年次は残存単位を修得するため偏りが出ているが、1から3年生は一部のディプロマ・ポリシーの指標の科目に偏ることなく、バランス良く履修できていることが判明した（資料4(4)-(2)-3）。
- ② 学生の学修成果の測定のために、法律に関しては法学検定試験、語学に関してはTOEIC、学業全体に関しては成績優秀者や資格取得・検定合格者の学部長表彰を活用している。さらに2013年からはGPA制度を導入し、学習成果の評価指標として経年的な測定に用いている。法学検定試験とTOEICに関しては、受験料を補助することで学生の受験促進をはかっている（資料4(4)-(2)-1）。なお、法学検定の結果はゼミ教員に通知されて指導を受ける形となっており、またTOEICの結果は英語科目の成績に反映したり次年度の英語科目のコース分けに用いたりして、学生の勉学意欲を高める工夫をしている。こうした努力の結果、法学検定試験2019年度ベーシック（基礎コース）学生合格ランキング（ベーシック合格学生の所属する学校上位ランキング）で、東洋大学が合格率「全国第1位」となった。全国的にみても顕著な実績をあげることができている（資料4(4)-(2)-5）。また2019年7月実施の知的財産管理技能検定2級・3級で、東洋大学は「全国第1位」を獲得している（資料4(4)-(2)-6）。

授業評価アンケートでは、授業取り組みに対する自己評価を行なう項目が用意されている。2020年5月現在、学部、学科の教育効果や就職先の評価は、企業法学科の受講者も相当数見られる公務員試験対策科目や、公務員試験対策講座を履修した学生のほかには、全般的には実施していない（資料4(4)-(2)-4）。卒業生アンケートの項目では、「答案・レポートの書き方を学びたかった。」という項目に多数の卒業生が回答しており、企業法学科の「法学基礎演習」担当者会議で申し合わせ、答案レポートの書き方について授業で必ず触れるようにしている（資料4(4)-(2)-7）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

・本学に教育の柱となっている3つの柱（哲学教育、国際教育、キャリア教育）に対応するかたちでディプロマ・ポリシーを作成し、これを基本とした企業法学科独自の教育指標を2021カリキュラム導入に合わせて開発を行なった。以下、参照。

DP1 基本六法を中心に、企業関連法をも含めた法律に関する知識や理論を体系的に修得するとともに、企業経営関連科目（企業経営、グローバルビジネス、スポーツビジネス）も併せて修得する。

DP2 企業活動における様々な問題に対して、その法的・政治的・経済的原因や背景について深く考え、幅広い教養を基盤とした視点からも問題点を的確に把握し、その上で、論理的に分析し、表現することができる。

DP3 グローバル社会において生ずる様々な法律問題について対応するために、必要な英語その他の外国語能力を備え、各国の法制度を理解したコミュニケーション能力を身につけている。

DP4 企業関連法に関する知識や理論を活用する応用事例分析、実践的な対応能力を身につけている。

DP5 キャリア形成や資格取得を意識して学ぶことで、自らの能力を広い社会的展望の下で省察し、理想とする将来像に向かって自ら取り組んでいくことができる。

DP6 企業活動を取り巻く諸問題に対して、知識や汎用的技能を総合的に活用し、リーガルマインド（法的思考能力）に基づいた公平で正義にかなった解決方法を提示できる。

・授業評価アンケートにおける自己評価、卒業生アンケートを実施している。

・学部内他学科科目を通じて企業法学科生に対しても開放されている公務員試験対策科目を受講した学生や公務員試験対策講座を受講した学生に関して、卒業後に就職状況調査を行い、同科目や同講座の運営にフィードバックしている。

【問題点・課題】

・法学部、企業法学科で教育効果に関する就職先の一般的な評価は実施していないため、今後、実施する必要があるとの認識にある。

【将来に向けた発展方策】

・法学部、企業法学科で教育効果に関する就職先の一般的な評価は実施していないため、今後、実施する必要があるとの認識にある。

【根拠資料】

・資料 4(4)-(2)-1 履修要覧

・資料 4(4)-(2)-3 2021カリキュラムWG議事録

・資料 4(4)-(2)-4 2019年度公務員試験対策講座検証報告書

・資料 4(4)-(2)-5 公益財団法人 日弁連法務研究財団ホームページ

https://www.jlf.or.jp/wp-content/uploads/2020/06/2019_prize.pdf

・資料 4(4)-(2)-6 一般財団法人 知的財産研究教育財団ホームページ

http://www.kentei-info-ip-edu.org/library/pdf/kekka_data190721.pdf

・資料 4(4)-(2)-7 シラバス

【点検・評価項目】

- (3) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

(適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価<学習成果の測定結果の適切な活用>、点検・評価結果に基づく改善・向上)

- ① カリキュラム(教育課程・教育方法)の適切性を検証するために、定期的に点検・評価を実施しているか。また、具体的に何に基づき(資料、情報などの根拠)点検・評価、改善を行っているか。
- ② 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。
- ③ 授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内(高等教育推進センター)、学外のFDに係る研修会や機関などの取り組みを活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: **A:目標が達成されている**>

- ① 企業法学科では、カリキュラム検討委員会が主体となって、毎年、自己点検・評価作業を行なう際、およびカリキュラム改定時の作業の際に点検・評価を行なっている。
- ② 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、法学部長は、法学部自己点検・評価委員会を組織している。カリキュラム検討委員長、法学部企業法学科として組織的の検証を実施している。また、カリキュラム改定作業の際には、各分野の担当者に加えて、カリキュラム検討委員長を部会長としたWGを組織し、企業法学科長もメンバーとなり適切性の検証をおこなった。学修指標の策定などをおこなった。法学部教授会において報告をし、情報共有している。
- ③ 法学部長が責任主体となり、企業法学科開講主体の科目についてはシラバスのチェックを行い、教育内容・方法等について検証を加えているところである。PROGテスト報告会を開催し、学生のジェネリックスキルについて測定し、学生の特徴を踏まえた上で教育を展開している。PROGテストの振り返りを1年生必修科目「法学入門」の時間に設定した(資料4(4)-(3)-2)。当該、時間帯は、教員自由入退室可として公開し、情報共有を図ることができた。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・検定試験、資格試験を活用し、学生の学修状況に応じた表彰制度を行なっている。
- ・PROGの結果を学生、教員で共有している。
- ・学部独自にFD学習会を開催し、授業内容、方法の工夫を組織的かつ積極的に取り組んでいる。

【問題点・課題】

- ・カリキュラムの定期的な検証については、外部者による評価を採り入れる計画はあり検討を行なってはいるが、まだ実現には至っていない。

【将来に向けた発展方策】

- カリキュラムの定期的な検証については、外部者による評価を取り入れる。

【根拠資料】

- 資料 4(4)-(3)-2 PROG テスト報告会 資料

【基準5】学生の受け入れ（その1）

【点検・評価項目】

- (1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
- (2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

【評価の視点】

(学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表)

(学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定、入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備、公正な入学者選抜の実施、入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公正な入学者選抜の実施)

- ① アドミッション・ポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示しているか。
- ② アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。
- ③ 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。
- ④ 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 企業法学科のアドミッション・ポリシーには、「法学部が目標とする「リーガル・マインド—法的思考能力」を身につけるためには、大学入学後の学習はもちろん、入学前に高校等で基礎となる幅広い教科を学習しておくことが求められます。そこで法学部では、一般入試で国語、外国語、地理・歴史・公民、数学を、また、一般入試の他に大学入試センター利用入試においても多様な理数系科目を選択できるようにしています。

グローバル社会において法的素養を身につけたビジネスパーソンになるためには、諸外国の法制度・法運用を理解できなければなりません。諸外国の法制度を理解することは、日本法を深く理解することにも繋がります。そのために企業法学科では外国語学習は必須です。また、法はスポーツを取り巻く環境にも適用されます。スポーツの舞台が日本に限られず世界に広がっていることを考えても、諸外国の法制度・法運用の理解に加えて、スポーツビジネスを学ぶにあたっては外国語の学習は求められます。

次に、法律を学ぶにあたっては、とりわけ論理的にものを考えることが重要ですから、確実な国語力が必須です。法解釈にあたっては、現代文は当然ですが、それに加えて古文の知識も求められます。

さらに、今日の法制度を学ぶにあたって、歴史的な経緯を理解することは重要であり、そのためには世界史・日本史の知識がおおいに有用です。また、法と社会は密接不可分であることは当然ですから、政治・経済、地理の基本的な理解も欠かすことができません。

最後に、法の学びには論理的な思考が欠かせませんから、数学や物理、化学などの理数系科目も有用です。自然環境や生殖技術などにも法は関係しますから、理科系の科目も大切です。

以上のように、企業法学科は、入学するまでに高校等で幅広く学習することを求めており、入試方式を全体的に総合考慮してそれぞれの方式に適した受験科目を設定しています。」

と明示しており、法学部、企業法学科の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知

識の内容、水準等が明示されている。第1部企業法学科で設置している3つの履修モデルコースに沿ったポリシーを設定している(資料5(1)-1、資料5(1)-3、資料5(1)-4)。

- ② アドミッション・ポリシーに従って、推薦入試、一般入試方式を設定しており募集人員、選考方法を設定している。現在の、各入試方法や募集人員、選考方法が適切に設定されているかについては、例年2月～5月に入試委員会で検証を行うとともに、入試動向に関する外部者による分析を基にした研修や、全学の入試委員会で提供される情報を参考に学部として適切に入試方式や募集人員の設定を行っている。また、アドミッション・ポリシーに則り、各入試方法や募集人員、選考方法が設定されているかについては、入試委員会、教授会において審議・検討を行っている(資料5(1)-1、資料5(1)-5、資料5(1)-6、資料5(1)-8)。
- ③ 受験生に、Web等の募集要項において入試方式別に、募集人員、選考方法を明示している(資料5(1)-11)。
- ④ 特定の入試に偏ることなく、公正、適切な入試制度なっているかについて、入試委員会および教授会において審議し、一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の適切性を確保している(資料5(1)-5、資料5(1)-7)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・例年の入試動向について、法学部入試を対象として外部者に入試方式や学生の受験動向等に関する分析データに基づいて、偏りが生じないような方策を採っている。入試部が作成する入試データ集には各入試方式で募集人数、志願者数、合格者数、倍率等を明示しており、受験生からみても一定の方式の偏ることなく選抜が行なわれていることが明確となるようにしている。他の入試方式とのバランスを取りながら、推薦入試方式についてプレゼン型を導入するなど、より適切な選考方法を検討し導入している。また、推薦入試方式において、コロナ禍に対応して、選考が公正でありかつ趣旨に適したものとなるように選考方法を検討している(資料5(1)-1、資料5(1)-4、資料5(1)-5、資料5(1)-7)。

【問題点・課題】

- ・入試方式によっては、退学者、休学者が他の方式と比して多い入試方式もあるので、入学後の追跡調査を行なうことにより適切な入試制度であるか否かについても検証を加えたい。

【将来に向けた発展方策】

- ・入試方式毎にGPAによる追跡調査を実施し、検討を行なう。

【根拠資料】

- ・資料5(1)-1 入試要項
- ・資料5(1)-3 履修要覧
- ・資料5(1)-4 法学部ホームページ
- ・資料5(1)-5 入試委員会 資料
- ・資料5(1)-6 全学入試委員会 資料
- ・資料5(1)-7 法学部教授会 資料
- ・資料5(1)-8 外部者による入試分析会 資料
- ・資料5(1)-11 入試情報サイト Toyo Web Style

【基準5】学生の受け入れ（その2）

【点検・評価項目】

- (1) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- (2) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】（入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理）

（学生の受け入れに関する適切な根拠〈資料、情報〉に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上）

- ① 定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。

★学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.90～1.25（※実験・実習系の学科は1.20）の範囲となっているか。

★学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25（※実験・実習系の学科は1.20）の範囲となっているか。

- ② 学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定： **A：目標が達成されている**>

- ① 適切な定員管理により定員の超過または未充足というような事態は生じていない。例年、6月頃にその年の入試結果を基に第三者評価として入試分析講演会を実施し、次年度に向けた適正な自己点検・自己評価の機会を設けている。入試委員会では、指定校推薦入試の英語能力について別の基準を導入すること、センター入試については、4科目、5科目方式の受験生レベルも上がっており、企業法学科受け入れの受験生の学習意欲の向上という改善が見られた（資料5(2)-2、資料5(2)-3、資料5(2)-4）。
- ② 2015（平成27）年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項として「学生の入学、（中略）に関する事項」が定められており、全学入試委員会の方針を受けて、入試委員会において学生受入の適切性について審議を行い、教授会において審議を行っている（資料5(2)-2、資料5(2)-3）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・外部者講師による入試分析データに基づいた入試制度に関する研修を実施し、定員の不足または超過が生じないように情報の収集を行なっている。これらに基づいて、入試方式や各入試方式の定員について見直しを行っている（資料5(2)-4）。

【問題点・課題】

- ・コロナ禍による受験動向への影響を判断して、定員超過または未充足について、入試委員会において改善方策を検討していくことが必要である。

【将来に向けた発展方策】

- ・当面、現状の方針を継続して行く。

【根拠資料】

- 資料 5(2)-2 入試委員会 資料
- 資料 5(2)-3 法学部教授会 議事録
- 資料 5(2)-4 外部者による入試分析会 資料

【基準6】教員・教員組織（その1）

【点検・評価項目】

- (1) 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- (2) 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

【評価の視点】

(大学として求める教員像の設定：各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等)

(各学部等の教員組織の編制に関する方針：各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等の適切な明示)

(大学全体及び学部等ごとの専任教員数、適切な教員組織編制のための措置)

- ① 学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。
- ② 学部、各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。
- ③ 各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等で明確にされているか。
- ④ 学部、各学科において、専任教員数の半数は教授となっているか。
- ⑤ 学部として、～29、30～39、40～49、50～59、60歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。
- ⑥ 教員組織の編制方針に則って教員組織が編制されているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評定： **A：目標が達成されている** >

- ① 教員組織の編制方針では、【教育研究上の目的】、【必要教員数】、【教員構成】、【主要授業科目の担当】、【教員の募集・採用・昇格】、【教育内容の改善のための組織的な研修等】という項目について方針を定めている（資料6(1)-1）。本方針の下、教員の定年退職を見越し、学部将来構想委員会が教員採用計画を策定し、計画的な教員採用を行っている。なお、本学部では3学科が一体として運営されているところ、策定する教員組織編成方針は学科の目的を実現するためのものではなく、学部全体の目的を実現するものとなっている。
- ② 契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針については、学部将来構想委員会で個々の採用に必要な方針を策定するが、一般的な方針については明文化したものはない。①と同様に本学部では、3学科が一体として運営されているところ、策定する一連の方針は学部全体の目的を実現するものである。
- ③ 法学部の委員会については、毎年度末に次年度の委員会組織等について明文化し、教授会において審議し、かつ構成員に周知している（資料6(1)-4）。また、検討・検証内容によっては、複数の委員会を拡大委員会として合同開催し、責任の共有をはかっている。
- ④ 教授割合 72.4%であり、教授割合は5割を超えている（資料6(1)-3）。
- ⑤ 年齢構成については、20代、30代の教員が少ないが、これは専門教育を担当する教員の割合が多いためである。契約制外国語講師、助教の制度を活用し、年齢構成のバランスにも留意している。
- ⑥ 教員組織の編制方針に基づき、採用を行なっている（資料6(1)-2）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- 学部将来構想委員会において採用枠・分野の決定の後、学部教員資格審査委員会で公募要領を作成、その上で教授会において審議をしており、教員組織の編成方針に従ったものであることを担保する制度となっている。

【問題点・課題】

- 法学部では、全面的に公募制による採用を行っているが、応募者の状況によっては計画通りに採用を行うことができない事例も生じている。その主たる要因は、外国語による授業数を増大させるため、新任教員の公募要件として外国語による授業実施を必須の要件として掲げざるを得ないことによる。実際、過少の応募者の中から適任者の採用に難儀し、数年に亘り再公募を行わざるを得なかった採用人事もあった。また、面接・模擬講義候補者の選定においては、外国語による授業実施可否を重視せざるを得ないため、中長期的な視点から体系的な法学教育の構築、維持に支障を来す恐れがある。さらに、契約制外国語講師は、他大学の専任職に内定したことを理由に、新年度開始前に内定辞退の申し出もあったが、契約制外国語講師の職を魅力あるものとするのが課題であると考えられる。

【将来に向けた発展方策】

- 本学部では、2021年度から2024年度にかけて、10人の専任教員が定年退職を迎える。分野の特性により外国語による授業実施に馴染まないと考えられる場合には、外国語による授業実施の要件緩和を要請したい。

【根拠資料】

- 資料 6(1)-1 法学部教員組織の編成方針
- 資料 6(1)-2 法学部教授会 議事録
- 資料 6(1)-3 法学部教員組織表
- 資料 6(1)-4 法学部委員会組織一覧

【基準6】教員・教員組織（その2）

【点検・評価項目】

- (1) ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げているか。
- (2) 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

（ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用）

（適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上）

- ① 教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化に繋げているか。
- ② 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評定： **A：目標が達成されている** >

- ① 企業法学科では「教員活動評価」を毎年実施しており、各教員は自己の改善のための PDCA サイクルを回し、活性化につなげている（資料 6(2)-1）。
- ② 人事構想・将来構想委員会において次年度人事の採用枠等の検討が行われ、その結果を教授会で審議している（資料 6(2)-2）。つぎに、教授会の審議結果を基に次年度採用に関わる学長ヒアリングを行い学長と協議を行っている（資料 6(2)-4）。当該年度末に採用枠について、人事構想・将来構想委員会、資格審査委員会で学部長が報告を行い、その結果を教授会で説明しており適切性は確保されている（資料 6(2)-3）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・年2回以上行われるFD学習会への参加が義務づけられ、これによって、教員の質的向上に役立っている。
- ・2020年度については、コロナ禍でのオンライン授業の実践に向けて、ガルーン上のスペースを活用して、「法学基礎演習」や「語学科目共通」、さらにはオンライン授業全般に関する意見交換を活発に行い、教員同士で春学期の教育活動に関する情報交換を積極的に行った。
- ・6月教授会後と7月教授会後に、Webex を用いて春学期授業に関する懇談会を開催し、教員間でオンライン授業に関する意見交換を行った。
- ・法学部長が責任主体となり、人事構想・将来構想委員会、教員資格審査委員会で教員採用枠、公募要領原案を策定した後、教授会で審議を行なっている。
- ・法学・政治学教員だけではその能力を十分に判断のできない体育や語学分野の教員の採用においては、資格審査委員会や執行部会等において各専門の専任教員から意見徴取を行い、適切な人事が行われるよう助言を仰いでいる。

【問題点・課題】

- コロナ禍で初めて行われたオンライン授業には、リアルタイムのオンライン・ライブ授業、課題配信型授業（動画配信、レジュメと音声、教科書や資料を読ませて課題を提出させる授業）など、科目や教員によって多様な授業形態が実施された。これらの非対面授業で浮かび上がった課題をいかに改善するかが、今後の課題である。
- 学部との採用候補者を選出しても、理事長面接までの期間が長く、候補者が他大学へ流れるといった事象も発生した。

【将来に向けた発展方策】

- 非対面授業の課題は、それぞれの授業形態によって異なってくる。そのため、授業形態ごとに分けてその課題を洗い出し、授業評価アンケートで出された学生の声を共有し、それを活用しながら、FD 学習会などの機会を通じて各教員の授業改善につなげる。
- 非対面授業では、ToyoNet-ACE の使用が避けられないが、すべての教員が十分に活用できるほど習熟できていない。この点についても、FD 学習会などの機会を通じて教員同士でノウハウを共有し、授業改善につなげる必要がある。
- 学部採用候補者の理事長面接までの期間の短縮を図る必要がある。

【根拠資料】

- 資料 6(2)-1 教員活動評価
- 資料 6(2)-2 人事構想・将来構想委員会 資料
- 資料 6(2)-3 法学部教授会 議事録
- 資料 6(2)-4 人事に関する学長ヒアリング資料

その他

【点検・評価項目】

(1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。

【評価の視点】

(「哲学教育」「国際化」「キャリア教育」に基づく、学部・学科独自の取り組みを行っているか)

① 哲学教育・国際教育・キャリア教育について、学科の教育内容に合わせた取り組みを行っているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価: **A: 目標が達成されている** >

「哲学教育」(資料その他-4、資料その他-5)

- 2012年度カリキュラムより法学部独自の1年次必修科目として「井上円了と建学の精神」を開講している。本学の教育理念「自分の哲学をもつ」「本質に迫って深く考える」「主体的に社会の課題に取り組む」は、東洋大学の前身、哲学館を創立した井上円了の建学の精神「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」に基づいている。これらを講義中に学ぶことに加え、創立者井上円了によって「教育的、倫理的、哲学的精神修養」の場として1903年に創設された「中野区立哲学堂公園」の見学会も実施し、授業の内容を更に深めている(資料その他-1)。

「国際教育」(資料その他-4、資料その他-5)

- 基盤教育(一般教養的科目)では英語及び選択外国語科目で構成する文化間コミュニケーション科目10単位を卒業要件としている。英語の必修科目については習熟度及び個々の目的(留学、資格取得等の希望)に応じたクラス編成を行い、また、全学生に英語母語教員の授業を履修させて、高校までに習得した知識を発展的に伸ばすことを目指している。選択科目としてビジネス・イングリッシュを開講し、また、2013年度からは短期留学プログラムに法学部独自の海外語学研修を加えるなどして、教育内容に実践性を持たせることも重視している(資料その他-2)。また、全学で実施している短期語学セミナー、交換留学において修得した単位については、学部において短期留学プログラム、長期留学プログラムⅠ/Ⅱとして卒業単位に認定している。さらに、英語以外にもドイツ語、フランス語、中国語を初習外国語として履修させることで多角的な異文化理解のための視点を涵養し国際化教育の充実を図っている。
- 専門科目においても英語で行う授業を開講し、国際的な場面でも専門的知識をいかして活躍できる能力の開発にも注力している。現行カリキュラムでは International Law A/B, Fundamental Concepts of International Politics A/B, Fundamental Concepts of Peace Studies A/B, International Relations A/B を他学科開放科目として開講し、学部のポリシーであるグローバル化に対応できる人材の育成を目指している。
- 2013年度より国際インターンシップを実施。国際連合訓練調査研究所広島事務所において、外国人スタッフの研修プログラムの準備や助手、通訳等を実習内容とする。2014年度より、学部科目「インターンシップ」で、単位認定している。

「キャリア教育」(資料その他-4、資料その他-5)

- 法学部では、キャリア教育の一環として、学部科目に①キャリアプランニング②インターンシップ③公務員基

礎法④公共政策と法（公務員対策）⑤総合憲法（公務員対策）⑥法学特論 A（法学検定対策）⑦キャリアデザイン（就職対策）⑧特殊講義ⅡD（土地家屋調査士 寄附講座）を開講し、キャリアプランニング、公務員試験対策、就職試験対策、各種資格取得対策を正課授業で講じている。またこれに加えて課外講座、昼休み個人面談等、学部独自の就職支援行事も実施している。また、正課授業における外部講師の講演も積極的に取り入れている。講義で修得した内容と社会で実際活躍をされている方々の講演を併せて聞くことにより、学習意欲を向上させている。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- 哲学教育・国際教育・キャリア教育に係る科目は、いずれも正課内の講義科目として提供しており、それぞれ学科の教育内容に合致するものである。すなわち、哲学教育については法学を学ぶ上での基礎的素養として位置づけられるものであり、1年次の必修科目としている。国際教育についても、1年次から4年次まで複数の外国語を継続して履修できるようにしているほか、英語により実施する科目も提供している。キャリア教育についても、学部の特性から公務員を希望する学生が多いことを受け、公務員試験を念頭においた科目を開講するとともに、法学が「実学」であることに鑑み、各種資格・検定試験に対応する科目も開講している。

【問題点・課題】

- キャリアデザインの科目では、将来のキャリア形成に関連する実践的な問題意識の啓発を行なっているが学生同士のディスカッション等も必要であるが、コロナ禍の影響で履修者数が思うように伸びなかった。
- 寄附講座等の外部講師によるリレー講義は非対面授業による運営についてそのノウハウに乏しく、2021年度以降の開講形態について検討を必要とすることになった。

【将来に向けた発展方策】

- 2021カリキュラムにおいては、一部の科目について廃止、名称変更を行うものもあるが、上述の施策を継続して行くこととしたい。

【根拠資料】

- 資料その他-1 学部 HP：<http://www.toyo.ac.jp/site/law/21314.html>
- 資料その他-2 法学部海外研修資料
- 資料その他-4 学部 HP：<https://www.toyo.ac.jp/academics/faculty/law/>
- 資料その他-5 シラバス 2019年度（ToyoNet-G 掲載）

2020 年度自己点検・評価フォーム (学部用)

法学部・第2部法律学科

(法学部自己点検・評価活動推進委員会承認)

【基準1】理念・目的

【点検・評価項目】

大学の理念・目的、各学部における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。大学・学部等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【評価の視点】

(将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定)

- ① 各学科の中・長期計画その他の諸施策の計画は適切に実行されているか。実行責任体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現に繋がっているか。
- ② 学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。
- ③ 理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評定： **A：目標が達成されている** >

- ① 第2部法律学科では、2016年度より中長期計画を策定し、2023年度までの到達目標とその計画を策定した(資料1-4)。なお、中期計画については2020年度より新たな計画がスタートするところ、これまでの達成度を踏まえ所要の修正を行うこととする(資料1-7)。
- ② 学長施策である「教育活動改革支援予算」により、経常学部予算ではカバーできない国際化に向けた理念目的の実現に向け、語学研修等の教育プログラムの企画と実行を進めている(資料1-11)。
- ③ 教授会において承認された中期計画・中期目標の方針に従い、法学部内各種委員会において予算化を行う際に毎年度、適正性を検証している。執行部会が各種委員会に検証を指示している。アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーについては、執行部が中心となり、2021 将来構想WGにおいてまず検証を行っている(資料1-12)。教授会では関連する議案の審議において検証している(資料1-13)。
- ④ 2015年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の2「教授会は、当該学部の運営に関する次の事項を審議する」事項として「教育研究上の目的に関する事項」が定められており、第2部法律学科ではカリキュラム改訂の際に、教育研究上の目的の検証も行っている。また、毎年の自己点検・評価を行う際にも検証を実施している。検証プロセスについては、法学部自己点検・評価委員会が学部教授会へ報告した報告書を全学の自己点検・評価活動推進委員会がチェックを行ない、そのコメントに基づき学部で検証作業を行っており、検証プロセスを概ね適切に機能させている。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・2020年度よりスタートした中期計画については、2019年度に執行部で検討の上、教授会の承認を経た上で策定を行った。実行・検証の主体は執行部である。
- ・本計画は今年度よりスタートしたものであり、現時点での検証は困難であるが、たとえば「計画③ 3つのポリシーを起点とした教育活動のPDCAサイクルの実践」に挙げた2つの事業は、いずれも本学部のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに適合するものである。具体的には、(1) 法学部教育における「アクティブ・ラーニング」、「ループリック」活用の実践、(2) 法律討論会、ゼミ発表会の更なる活性化であるが、

いずれも、オンラインによる非対面授業が中心となる今年度においても、実践・実施方法を工夫して実施することにした。なお、(2) 法律討論会についてはテレビ会議システムの活用、ゼミ発表会では動画配信により実施する予定である。以上の取り組みは、本学科の理念・目的の実現に資するものとする。

- 法学部には、本学科のほか、第1部法律学科、企業法学科の3学科があるが、いずれも「法律学」という学問分野（ホームグラウンド）で共通しているため、中・長期の計画その他の諸施策は3学科共通・類似のものとして設定している。また、学部、学科の理念・目的の適切性の定期的な検証についても、3学科合同で実施することで、学科の垣根を越えて学部全体で理念・目的を共有できている。これは、本学部ならではの特長・長所であると考えており、今後も同様の体制を維持し、引き続き3学科一体となった学部運営を行うことで、本学部の理念・目的を追求していくこととしたい。
- このため、以下、多くの項目について、第1部法律学科、企業法学科の報告書と同一内容となることをお断りする。

【問題点・課題】

- 中期計画の中には、「② TOYO GLOBAL DIAMONDS 構想の着実な推進」「計画⑤ 産官学間の連携や海外研究機関等との連携の強化を通じた研究力の向上」など、コロナウイルス禍により当面の間、計画実施が困難なものもある。
- また、中期計画実施については、海外語学研修など学長施策「教育活動改革支援予算」によるものもあるが、実習・実験科目、フィールドワークなどの科目がない本学部では、新規案件が出にくい傾向にある

【将来に向けた発展方策】

- 上記の計画実施が困難なものは、年後ごとの目標と行動計画の一部後ろ倒しを行うなどして、最終年度である2023年度に達成できるようにしたい。
- 「計画⑤ 産官学間の連携や海外研究機関等との連携の強化を通じた研究力の向上」の到達目標「海外学部協定校の増加」については、学長施策「教育活動改革支援予算」を基に行なっている語学研修を起点とし、海外の大学との教育交流の拡充することを考えたい。

【根拠資料】

- 資料1-4 法学部第2部法律学科 中長期計画
- 資料1-7 中長期計画フィードバックコメント
- 資料1-11 予算委員会 資料
- 資料1-12 2021 将来構想WG 資料
- 資料1-13 法学部教授会 議事録

【基準4】教育課程・学習成果（その1）

【点検・評価項目】

- (1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- (2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

（課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適正な関連性）

- ① 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。また、ディプロマ・ポリシーには、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が明示されているか。
- ② カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系的な教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、学科のカリキュラムを編成するうえで重要かつ具体的な方針が示されているか。
- ③ カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① ディプロマ・ポリシーに、「学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果」が具体的に明示している。ディプロマ・ポリシーについては、「基本六法および法的関連科目を修得すること、グローバル社会での対応という観点からは、根底にある法の支配の観念に基づき、国際社会において自らコミュニケーションを図り、法律問題に対処できる能力を修得した人材を輩出する」と明示していることが認められる（資料4(1)-1）。
- ② カリキュラム・ポリシーには、「第2部法律学科のカリキュラムを支える基本方針は以下の通りです（資料4(1)-3）。

〔目的〕

- ① 法を学び、リーガル・マインドを身につけ、社会において生起する問題を自ら解決できる能力を有するとともに、グローバル化社会に対応すること。
- ② 法を学び、法的知識を身に付けるために、基本六法を始めとした多くの法律を様々な観点から理解すること。

〔科目〕

- ① リーガル・マインドの土台基礎を築くための科目を配置すること。〔基盤教育科目〕
- ② リーガル・マインドを身に付けるための講義科目を配置すること。〔専門講義系科目〕
- ③ 自らと対立する利益・価値観にも謙虚に耳を傾けること、一方に偏らないバランス感覚、公正性と客観性を備えた基準に基づく判断能力を養成するための演習科目を配置すること。〔演習系科目〕
- ④ グローバル化社会に対応するため、外国語でコミュニケーションを図ることのできる基礎的な能力を身に付ける科目を配置すること。〔文化間コミュニケーション科目〕
- ⑤ 実務法律家を目指す社会人にも広く門戸を開放し、学生の学習意欲に応じて自由にカリキュラムを構築することができること（5・6・7 限開講の制約）。」

と明示、カリキュラム上の教育課程の体系的な教育内容、科目区分、授業形態、必修・選択必修・選択の別、単位数の設定の基となる、教育課程に対する編成方針、実施方針を具体的に明示している。ディプロマ・ポリシーで挙げる、基本六法を中心とする体系的な門知識の修得を促す授業形態に関しては、講義科目を中

心に順序だって学年配置している。また同ポリシーで挙げる、コミュニケーション能力や問題発見・分析・解決提示能力を促す授業形態が求められる、演習科目については、すべての学年で配置するようにしている（資料 4(1)-1）。

- ③ カリキュラム・ポリシーは、「第2部法律学科（イブニングコース）は、第1部法律学科とともに創設されました。このため、法学部の理念や教育目標のもとで、法治国家を動かすための基本的なツールである法的知識、および、それを実際に使いこなすためのリーガル・マインドを習得し、社会で不断に生起する様々な問題について、自らの頭で考え、法でもって解決することのできる能力を有する人材の養成を目的としています。

また、グローバル化した社会においては、そうした問題は、国内のみならず国際的にも生じることから、法律問題のグローバル化にも対応できるように、外国語で法律問題に対応できる人材の養成をも目的としています。」とする教育目標とディプロマ・ポリシーとも整合していることが認められる（資料 4(1)-3、資料 4(1)-4）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・科目ナンバリングによる科目の体系化。
- ・法学系各種試験への学生支援を行なうことにより資格の取得が法学学修のペースメーカーとなる。
- ・公務員対策講座等の設置によりキャリア支援を行なう。
- ・履修指導の複数機会化により学修科目と法の体系性を学生に説明する。

【問題点・課題】

- ・法学検定試験をはじめとする、法学系各種試験の受験者数の増加に向けた取り組み。

【将来に向けた発展方策】

- ・2021 カリより、「特殊講義」の枠組みで実施していた、法学検定試験対策や知的財産管理技能検定対策の授業について、「法学検定試験対策講義」や「知的財産管理技能検定対策講義」といった、学生に分かりやすい名称の科目としてカリキュラム上明示することとした。また両科目につき、1・2部相互聴講科目を通じて2部法律学科生にも開放することとした。
- ・2021 カリより、金融機関就職志望学生を念頭に置いて、新たにファイナンシャル・プランナー検定合格を意識した特殊講義を開講することを模索している。

【根拠資料】

- ・資料 4(1)-1 履修要覧
- ・資料 4(1)-3 2021 将来構想 WG 資料
- ・資料 4(1)-4 法学部教授会 資料

【基準4】教育課程・学習成果（その2）

【点検・評価項目】

- (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【評価の視点（1）】

（適切に教育課程を編成するための措置）

- ① 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。
- ② 各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されているか。
- ③ 授業科目の位置づけ（必修、選択等）に極端な偏りがなく、教育目標等を達成するうえで必要な授業科目がバランスよく編成されているか。
- ④ 専門教育への導入に関する配慮（初年次教育、導入教育の実施等）を行っているか。
- ⑤ 基盤教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。卒業、履修の要件は適切にバランスよく設定されているか。
- ⑥ カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 1年次、必修科目として「法学入門」「法学基礎演習」を配置し、初年次教育、導入期教育を適切に行っている。また、基礎法学系科目および基幹科目である「憲法」、「民法」、「刑法」の学修からスタートし3年次で展開科目へと繋がるような科目配置としている（資料4(2)-1）。
- ② 各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されているかについては、講義系科目は半期2単位、語学及び実技系科目等は半期1単位として設定されている。時間数も15回授業で設定しており、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されている（資料4(2)-1）。
- ③ 教育課程表に科目一覧を掲載しているが、授業科目（必修、選択等）に極端な偏りがなく、教育目標を達成する上で必要な科目が配置されている。必修科目や選択必修科目など、教育上主要と認められる科目をすべて開講している（資料4(2)-1）。
- ④ 1年次、必修科目として「法学入門」「法学基礎演習」を配置し、初年次教育、導入期教育を適切に行っている。2年次から履修できる「教養演習」は語学、健康科学といった基盤教育分野を、「専門演習」は法学・政治学といった専門科目をゼミナール形式で学習するといった位置づけになっている（資料4(2)-1）。
- ⑤ 卒業単位124単位として設定し、うち28単位以上を基盤教育、72単位以上を専門科目から学修することとし、学士（法学）を授与するに相応しい、バランスとなっている。また、セメスターの履修上限を24単位というキャップを設定し、学修効果の実効性を高めている（資料4(2)-1）。
- ⑥ カリキュラム・ポリシーには、講義科目と演習科目により思考力の訓練を行うとあり、学生の成果取得につながる教育課程になっていることが認められる（資料4(2)-1）。

【評価の視点（2）】

（学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施）

- ① 学科の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るために、キャリア教育等必要な教育を正課内に適切に配置しているか。また必要な正課外教育が適切に施されているか。
- ② 教育目標に照らした諸資格の取得、その他必要な知識・技能を測る試験の受験に係る指導や支援環境が整っているか。
- ③ 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、学科内の学生への指導体制は適切であるか。また、学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① キャリア関連科目として「キャリアプランニング」、「キャリアデザイン」等の科目を配置している。公務員を希望する学生のために、「公務員基礎法」、「公共政策と法」といった公務員受験を意識した、第1部法律学科の科目を相互聴講科目として、正課外プログラムとして「公務員試験対策講座」、「就職内定者懇談会」をそれぞれ受講できるようにしている（資料4(2)-1）。
- ② 第2部法律学科では、法的思考力の客観的測定の機会を学生に与えるため「法学検定試験」の団体試験会場・関連科目開講を設定している。また、試験直前に「法学検定試験」対策講座を開講している（資料4(2)-1）。2020年度についてはコロナ禍のため、「法学検定試験」の団体試験会場については実施を見送る予定である。
- ③ インターンシップへの参加、学部主催の就職内定者による面接相談会の実施、就職キャリア支援部が実施する各種セミナーへの参加促進等を行っている。就職キャリア支援部が実施するイベントは教授会等で教員に周知し、機能している（資料4(2)-4）。「就職内定者懇談会」では、各ゼミナールに声を掛けて、内定者の選定、3年生への参加促進を図っている。12月に実施している法学部独自の3年生を対象とした就職セミナーには就職キャリア支援課の職員の協力（就活への心構えの説明）を要請し、応じてもらっている（資料4(2)-4）。

以上から学科内の学生への指導体制は適切であり、かつ学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能していると判断した。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・第2部法律学科の学生が将来の進路として関心を持っている「公務員試験」、法律系資格の基礎となる「法学検定試験」に対応できるような体制となっている。正課内科目および正課外支援事業で学生のキャリア形成支援を行なっている。
- ・2020年3月の就職率は98.8%であり、指導体制は適切であると評価できる（資料4(2)-5）。

【問題点・課題】

- 就職キャリア支援課主催の就職支援各種講座が、授業時間帯において開催されることもあり、学生の誘導、参加について学部内の就職支援委員会等で検討して行きたい。
- 2021 年度カリでさらに充実する基盤教育科目におけるキャリア支援科目と、法学部独自のキャリア支援科目（公務員試験対策講義・1・2 部相互聴講科目）とを統合的な形で、学生に提示し履修させていく工夫の模索。

【将来に向けた発展方策】

- 2021 年度カリキュラムより、「公務員基礎法」（1 年）、「公共政策と法」（2 年）、「総合憲法」（3 年）といった公務員試験対策科目に関して、「公務員試験対策講義Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」として、順序化・体系化を明示することとした。またこれら科目群につき、1・2 部相互聴講科目を通じて 2 部法律学科生にも開放することとした。

【根拠資料】

- 資料 4(2)-1 履修要覧
- 資料 4(2)-4 法学部教授会 資料
- 資料 4(2)-5 学部長会議報告

【基準4】教育課程・学習成果（その3）

【点検・評価項目】

（1）学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

【評価の視点】

（授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置）

- ① 学生の主体的参加を促すための配慮（学生数、施設・設備の利用など）を行っているか。
- ② 履修指導の機会、オフィスアワーなど、学生が学習に係る相談を受けやすい環境が整っているか。また、その指導体制は適切であるか。
- ③ 学生の学習を活性化し、教育の質的転換を実現するために、学科が主体的かつ組織的に取り組んでいるか。
- ④ カリキュラム・ポリシーに従い、各科目の学習到達目標に照らした教育方法が適切に用いられているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに（資料4(3)-1）、各学部による全科目のシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる（資料4(3)-3）。履修指導については、2020年度より1年生、2年生、3年生の各学年を対象として実施することを決定し、留意事項等を学生に説明する機会を拡充させる。学生数については、全学の入試委員会等で各学部宛に指示のある策定数を基の厳格な定員管理を行なっている。施設・設備については、各教員に時間割を作成する段階において教室希望調査を実施し、学生の教育環境の最適化を図っている（資料4(3)-6）。
- ② 第2部法律学科では、新入生には、オリエンテーション期間、授業開始後5月の「法学基礎演習」の時間に専任教員が履修指導を行っている（資料4(3)-9）。各教員のオフィスアワーについては教員プロフィールにも明記し、Webで確認することが出来る（資料4(3)-8）。学生が相談を受けやすい環境を整えている。
- ③ 第2部法律学科では、学生の主体的学習を促すためにハードウェア面では学部独自に、公務員対策講座受講生が自主勉強等を行うことができる学習指導室や、学部として様々なイベントや指導を行う共同研究室を配置している。また、ソフトウェアの面では、Responや小テストを実施し、学生の理解度を測定する授業科目もある（資料4(3)-15）。さらに、演習（ゼミナール）系の科目も配置し、学生の主体的な学修が行えるような学習環境を提供している（資料4(3)-6）。教員のFD学習会においても主体的学修についてはトピックとして取り上げられ、教員間で情報共有し、意識して授業の構成を考え、授業展開を行っている（資料4(3)-13）。
- ④ 第2部法律学科では、各科目のシラバスに学習到達目標を明記し、シラバスチェックの際には各科目分野の教員が記述内容の適切性をチェックしている（資料4(3)-1、資料4(3)-3）。加えて、全学統一の授業評価アンケート項目に加えて「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認しており、教育方法の適切性については制度として担保している（資料4(3)-4）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- 2コマ×6日に授業が圧縮していることは、学生にとってやや負担は重いが効果的な学習に結びついている。
- 社会人等で、授業に間に合わない学生に対しては特別課題のレポートが課されている。
- 1年次には「法学入門」「法学基礎演習」、2～4年次には「法学演習」と、各学年にアクティブ・ラーニング系科目を配置し、学修の活性化と質的転換をはかっている。
- 授業評価アンケート項目に関する項目「E6.この授業のシラバスを読み、講義の目的・内容・到達目標を理解しましたか。」を学部独自で設定し、学生へシラバスの意義が浸透するように努めている。

【問題点・課題】

- 法学の体系を理解せずに、時間割だけで履修する科目を決定する学生も見受けられる。
- 学習意欲等に関して、学生間の格差が大きく、同一教室内における同一内容の授業及び成績評価を下すことが難しい。
- 上記特別課題レポート等について、担当教員の個別の対応、個別の申合せにとどまっている。
- 1～4年次の演習科目の受講者数のさらなる増加

【将来に向けた発展方策】

- 履修指導の機会を、2年生、3年生に拡充する。従前は、2年生以降は各教員との個別のコミュニケーションの中で科目の体系等を理解できると考えてきたが、セメスター制により春学期、秋学期で異なる分野の科目を履修することも可能になっているので、きめ細やかな履修指導により学科の教育目標等を学生に伝えて行く。
- 第1部法学部生対象の各種の学習イベントへの参加の検討
- 第1部3～4年次の「専門演習」の第2部学生への開放科目化の検討

【根拠資料】

- 資料 4(3)-1 シラバスの作成依頼
- 資料 4(3)-3 シラバスの点検資料および点検結果報告書
- 資料 4(3)-4 「授業評価アンケート」資料
- 資料 4(3)-6 授業時間割表
- 資料 4(3)-8 ToyoNet-G Web システム
- 資料 4(3)-9 新入生オリエンテーションスケジュール
- 資料 4(3)-13 FD 学習会資料
- 資料 4(3)-15 シラバス

【基準4】教育課程・学習成果（その4）

【点検・評価項目】

（1）成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

【評価の視点】

（成績評価及び単位認定を適切に行うための措置）

- ① 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を取っているか。
- ② ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。
- ③ 学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **B：目標の達成が不十分** >

- ① 成績評価の客観性、厳格性を担保する措置として、シラバスに学修到達目標を明示し、シラバス点検を行い、その適切性を担保している（資料 4(4)-(1)-1）。「法学入門」、「法学基礎演習」では担当者間で会議を行い情報の共有を行っているが、各科目でのルーブリックの活用や成績状況の把握については教員個人のレベルに留まっている。定期試験期間中の試験においては、「貸与六法制度」を導入し、試験を厳格に実施している。
- ② 卒業要件は、学部規程に規定し、履修要覧にて全学生に明示している。また、新入生には履修ガイダンスと併せて、履修指導を行っており、卒業要件については十分に説明している（資料 4(4)-(1)-2）。
- ③ 学位授与については、平成 27 年 4 月 1 日に改正された教授会規程第 9 条の 1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項に基づき「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」を審議している。「履修要覧」に卒業に必要な単位数 124 単位を掲載し、明示している（資料 4(4)-(1)-2）。

法学部では毎年 3 月、9 月に卒業判定教授会を開催し、学生の卒業および学位授与の可否について審議し、決定している。学部長が責任主体となり、判定教授会において取得単位数と第 2 部法律学科の必修科目、選択必修科目について基盤教育科目および専門科目を充足していることを確認し、教授会で審議という手続を経て、学士（法学）を授与している（資料 4(4)-(1)-4）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・「法学入門」、「法学基礎演習」担当の教員間では連携をとり、たとえば、「法学入門」では授業進度の調整、試験の実施時期等の調整を行なっている。また、「法学基礎演習」では、5 月の学生面談を組織的に行ない、5 回欠席前に学習上の問題点、困難について 1 年生と面談し、その把握に努めたところである。2020 年度については、コロナ禍の影響により、「法学基礎演習」の担当者がアンケートや個別面談により①学習状況、②将来の進路に関する 1 年生の認識について把握し、7 月教授会後に懇談会を開催し、意見交換を行い、法学の初年次導入教育のフォローアップをどのように行うかについて組織的な取り組みの中で課題解決を模索した（資料 4(4)-(1)-5）。

【問題点・課題】

- ルーブリック等について学科組織で行なうレベルではなく、ToyoNet-G 科目別成績分布のデータを活用し、個々の教員が取り組むレベルに止まっている。
- 学習意欲等に関して同一教室内における、学生の格差が大きく、客観的で厳格な成績評価を行う点で、担当教員の努力には限界があることが認識されている。
- 「法学基礎演習」に関する非対面授業の方法等については、担当者がネット上にスペースを作り、各自の授業方法について議論する中で共通認識を持つことができた。

【将来に向けた発展方策】

- FD 学習会等を開催し、情報の共有を図る機会を設ける。
- 入試委員会において、在学生の成績調査を行い、各入試の定員や受け入れ数について見直しを行う。
- 今年度の非対面授業の教育方法上の成果を、次年度以降いかに活用できるのか、FD 学習会などの機会を通じて組織的に模索していく。

【根拠資料】

- 資料 4(4)-(1)-1 シラバス
- 資料 4(4)-(1)-2 履修要覧
- 資料 4(4)-(1)-4 卒業判定教授会 議事録
- 資料 4(4)-(1)-5 7月懇談会資料

【点検・評価項目】

(2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

【評価の視点】

(各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定、学習成果を把握及び評価するための方法の開発)

- ① 学科として、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測るための評価指標（評価方法）を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。
- ② 学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施し、かつ活用しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評定： **B：目標の達成が不十分** >

- ① 第2部法律学科において、教育評価指標を開発し、ディプロマ・ポリシーに対応するように個別指標を作成し、第2部法律学科開講科目を履修した学生が、修得科目においてどのディプロマ・ポリシーの科目を取得できているか、そのGPAの値は何かについて明示することのできる指標となっている。2021カリキュラムを前に2016現行カリキュラムでも試行し、結果の検証を行なったところである。試行結果からは4年次は残存単位を修得するため偏りが出ているが、1から3年生は一部のディプロマ・ポリシーの指標の科目に偏ることなく、バランス良く履修できていることが判明した。
- ② 全学で実施している授業評価アンケートでは、六法（法令集）のみを持込可としている法律専門科目の学習成果を問う法学部独自の項目を用意している。2020年5月現在、学部、学科の教育効果や就職先の評価は、第2部法律学科からも受講することができる公務員試験対策科目や公務員試験対策講座を履修した学生のほかには、全般的には実施していない（資料4(4)-(2)-4）。卒業生アンケートの項目では、「答案・レポートの書き方を学びたかった。」という項目に多数の卒業生が回答しており、全学科共通の「法学基礎演習」担当者会議で申し合わせを行い、答案・レポートの書き方について授業で必ず触れるようにしている（資料4(4)-(2)-7）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・本学における3つの教育目標に対応するかたちでディプロマ・ポリシーを作成し、これを基準とした第2部法律学科の教育指標（授業評価アンケートの際に六法を用いた学習成果を問う設問など）を開発している。
- ・授業評価アンケートにおける自己評価、卒業生アンケートを実施している。

【問題点・課題】

- ・法学部、第2部法律学科で教育効果に関する就職先の評価は実施していないため、今後、実施する必要があるとの認識にある。

【将来に向けた発展方策】

- 第2部法律学科のOB・OGの就職先にどのような者があるか、就職・キャリア支援室との連携等によりデータ化していく。

【根拠資料】

- 資料4(4)-(2)-7 シラバス

【点検・評価項目】

(3) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

(適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価<学習成果の測定結果の適切な活用>、点検・評価結果に基づく改善・向上)

- ① カリキュラム(教育課程・教育方法)の適切性を検証するために、定期的に点検・評価を実施しているか。また、具体的に何に基づき(資料、情報などの根拠)点検・評価、改善を行っているか。
- ② 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。
- ③ 授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内(高等教育推進センター)、学外のFDに係る研修会や機関などの取り組みを活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: **A:目標が達成されている**>

- ① 第2部法律学科では、カリキュラム検討委員会が主体となって、毎年、自己点検・評価作業を行なう際、およびカリキュラム改定時の作業の際に点検・評価を行なっている。
- ② 学生の学修成果の測定のために、法律に関しては法学検定試験、語学に関しては TOEIC、学業全体に関しては成績優秀者や資格取得・検定合格者の学部長表彰を活用している。さらに 2013 年からは GPA 制度を導入し、学習成果の評価指標として経年的な測定に用いている。法学検定試験と TOEIC に関しては、受験料を補助することで学生の受験促進をはかっている(資料 4(4)-(3)-1)。なお、法学検定の結果はゼミ教員に通知されて指導を受ける形となっており、また TOEIC の結果は英語科目の成績に反映したり次年度の英語科目のコース分けに用いたりして、学生の勉学意欲を高める工夫をしている。こうした努力の結果、2019年度ベーシック(基礎)コース学生合格ランキング(ベーシック合格学生の所属する学校上位ランキング)で、東洋大学が合格率「全国第1位」となった(資料 4(4)-(3)-3)。全国的にみても顕著な実績をあげることができている。
- ③ 法学部長が責任主体となり、第2部法律学科開講主体の科目についてはシラバスのチェックを行い、教育内容・方法等について検証を加えているところである。PROG テスト報告会を開催し、学生のジェネリックスキルについて測定し、学生の特徴を踏まえた上で教育を展開している。PROG テストの振り返りを1年生必修科目「法学入門」の時間に設定した(資料 4(4)-(3)-2)。当該、時間帯は、教員自由入退室可として公開し、情報共有を図ることができた。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- 検定試験、資格試験を活用し、学生の学修状況に応じた表彰制度を行なっている。
- PROGの結果を学生、教員で共有している。
- 学部独自にFD学習会を開催し、授業内容、方法の工夫を組織的かつ積極的に取り組んでいる。

【問題点・課題】

- カリキュラムの定期的な検証については、外部者による評価を採り入れる計画はあり検討を行なってはいるが、まだ実現には至っていない。
- 第1部と同一内容・同一教員による授業提供、という観点から、学科独自の取組を行うことにはそれほど積極的ではない。
- 第2部法律学科の学生は、他の学科に比べると、学力差がみられ、また卒業率が低くなっている。学力差を埋めて、卒業率を上げていくための方策を検討していかなければならない。

【将来に向けた発展方策】

- カリキュラムの定期的な検証については、外部者による評価を取り入れる。
- 学科独自の問題を教員間で考える場合は、「法学基礎演習」等にとどまり、他の科目についても対象とし、また、GPAや単位取得状況なども踏まえて、全体として意見交換する場を設ける。

【根拠資料】

- 資料 4(4)-(3)-1 履修要覧
- 資料 4(4)-(3)-2 PROGテスト報告会 資料
- 資料 4(4)-(3)-3 公益財団法人 日弁連法務研究財団ホームページ
https://www.jlf.or.jp/wp-content/uploads/2020/06/2019_prize.pdf

【基準5】学生の受け入れ（その1）

【点検・評価項目】

- (1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
- (2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

【評価の視点】

(学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表)

(学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定、入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備、公正な入学者選抜の実施、入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公正な入学者選抜の実施)

- ① アドミッション・ポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示しているか。
- ② アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。
- ③ 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。
- ④ 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 第2部法律学科のアドミッション・ポリシーには、学部、各学科の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。具体的には、「(1)多様な価値観を学習し理解するとともに、自己の哲学（人生観・世界観）を持ち、(2)先入観や偏見にとらわれず、物事の本質に迫る仕方で、論理的・体系的に深く考え、(3)社会の課題に自主的・主体的に取り組み、よき人間関係を築くことを目指す人間であることです。

次に、法学部の教育目標、すなわち、建学の精神をベースにして「リーガル・マインドー法的思考能力(市民・職業人に必須の素養ー論理的な思考方法と法的バランスのとれた総合的な認識・判断力・問題解決能力)」を備え、かつ「グローバル化する世界に対応し実践的な語学能力を兼ね備えた人材の育成」に対応できる基礎的な学習能力を備え、かつ意欲旺盛で積極的な学生であることです。

より具体的には、将来、法律専門家としての法の解釈・適用に携わること、国内政治または国際政治のあり方を考えること、そして、法治国家における公務員として国及び地方自治体の運営を支えることなど、法に関わるキャリアを志望している学生であることです。」

と定めており、Web ページおよび履修要覧に明示をしている（資料5(1)-1、資料5(1)-4）。

- ② アドミッション・ポリシーに従って、推薦入試、一般入試方式を設定しており募集人員、選考方法を設定している。現在の、各入試方法や募集人員、選考方法が適切に設定されているかについては、例年2月～5月に入試委員会で検証を行うとともに、次年度の入試動向については外部者による分析を参考にしながら適切に行っている。全学の入試委員会で提供される情報を参考に学部として適切に行っている。また、アドミッション・ポリシーに則り、各入試方法や募集人員、選考方法が設定されているかについては、入試委員会、教授会において審議・検討を行っている（資料5(1)-5、資料5(1)-7）。

- ③ 受験生に、Web 等の募集要項において入試方式別に、募集人員、選考方法を明示している（資料5(1)-

11)。

- ④ 特定の入試に偏ることなく、公正、適切な入試制度なっているかについて、入試委員会および教授会において審議し、一般入試、自己推薦入試、独立自活試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の適切性を確保している（資料 5(1)-5、資料 5(1)-7）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・例年の入試動向について、法学部入試を対象として外部者に入試方式や学生の受験動向等に関する分析データに基づいて、偏りが生じないような方策を採っている。入試部が作成する入試データ集には各入試方式で募集人数、志願者数、合格者数、倍率等を明示しており、受験生からみても一定の方式の偏ることなく選抜が行なわれていることが明確となるようにしている（資料 5(1)-5、資料 5(1)-9）。

【問題点・課題】

- ・退学者・休学者が他の方式と比して多い入試方式について、入学後の追跡調査を行って、入試制度、募集人員に反映させていくことが求められる。

【将来に向けた発展方策】

- ・入試方式毎に GPA による追跡調査を実施し、検討を行ない、各入試日程における定員や受入れ数について見直しを行う。

【根拠資料】

- ・資料 5(1)-1 入試要項
- ・資料 5(1)-4 法学部ホームページ
- ・資料 5(1)-5 入試委員会 資料
- ・資料 5(1)-7 法学部教授会 資料
- ・資料 5(1)-9 入試委員会 議事録
- ・資料 5(1)-11 入試情報サイト Toyo Web Style

【基準5】学生の受け入れ（その2）

【点検・評価項目】

- (1) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- (2) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】（入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理）

（学生の受け入れに関する適切な根拠〈資料、情報〉に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上）

- ① 定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。

★学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.90～1.25（※実験・実習系の学科は1.20）の範囲となっているか。

★学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25（※実験・実習系の学科は1.20）の範囲となっているか。

- ② 学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定： **A：目標が達成されている**>

- ① 適切な定員管理により定員の超過または未充足というような事態は生じていない。例年、6月頃にその年の入試結果を基に第三者評価として入試分析講演会を実施し、次年度に向けた適正な自己点検・自己評価の機会を設けている（資料5(2)-4）。
- ② 2015（平成27）年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項として「学生の入学、（中略）に関する事項」が定められており、全学入試委員会の方針を受けて、入試委員会において学生受入の適切性について審議を行い、教授会において審議を行っている（資料5(2)-2、資料5(2)-3）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・外部者講師による入試分析データに基づいた入試制度に関する研修を実施し、定員の不足または超過が生じないように情報の収集を行なっている。これらに基づいて、入試方式や各入試方式の定員について見直しを行っている（資料5(2)-2、資料5(2)-4）。

【問題点・課題】

- ・学生の受け入れについては、学部としての統一性が求められるため、学科単位の検討は行われていない。しかし、各学科が抱えている状況を集約し、それを学部の入試委員会等において反映させる必要がある。

【将来に向けた発展方策】

- 当面、現状の方針を継続して行くが、会議の運営方法として、集約された学科の状況等を出席委員に報告させる。

【根拠資料】

- 資料 5(2)-2 入試委員会 資料
- 資料 5(2)-3 法学部教授会 議事録
- 資料 5(2)-4 外部者による入試分析会 資料

【基準6】教員・教員組織（その1）

【点検・評価項目】

- (1) 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- (2) 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

【評価の視点】

(大学として求める教員像の設定：各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等)

(各学部等の教員組織の編制に関する方針：各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等の適切な明示)

(大学全体及び学部等ごとの専任教員数、適切な教員組織編制のための措置)

- ① 学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。
- ② 学部、各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。
- ③ 各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等で明確にされているか。
- ④ 学部、各学科において、専任教員数の半数は教授となっているか。
- ⑤ 学部として、～29、30～39、40～49、50～59、60歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。
- ⑥ 教員組織の編制方針に則って教員組織が編制されているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評定： **A：目標が達成されている** >

- ① 教員組織の編制方針では、【教育研究上の目的】、【必要教員数】、【教員構成】、【主要授業科目の担当】、【教員の募集・採用・昇格】、【教育内容の改善のための組織的な研修等】という項目について方針を定めている（資料6(1)-1）。
- ② 各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針については、学部将来構想委員会で個々の採用に必要な方針を策定するが、一般的な方針については「法学部教員組織の編制方針」に準拠して方針を決定している。
- ③ 法学部の委員会については、毎年度末に次年度の委員会組織等について明文化し、教授会において審議し、かつ構成員に周知している（資料6(1)-4）。また、検討・検証内容によっては、複数の委員会を拡大委員会として合同開催し、責任の共有をはかっている。
- ④ 教授割合59.4%であり、教授割合は5割を超えている（資料6(1)-3）。
- ⑤ 年齢構成については、20代、30代の教員が少ないが、これは専門教育を担当する教員の割合が多いためである。契約制外国語講師、助教の制度を活用し、年齢構成のバランスにも留意している。
- ⑥ 教員組織の編制方針に基づき、採用を行なっている（資料6(1)-2）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- 学部将来構想委員会において採用枠・分野の決定の後、学部教員資格審査委員会で公募要領を作成、その上で教授会において審議をしており、教員方針に従ったものであることを担保する制度となっている。

【問題点・課題】

- 法学部では、全面的に公募制による採用を行っているが、応募者の状況によっては計画通りに採用を行うことができない事例も生じている。その主たる要因は、外国語による授業数を増大させるため、新任教員の公募要件として外国語による授業実施を必須の要件として掲げざるを得ないことによる。実際、過少の応募者の中から適任者の採用に難儀し、数年に亘り再公募を行わざるを得なかった採用人事もあった。また、面接・模擬講義候補者の選定においては、外国語による授業実施可否を重視せざるを得ないため、中長期的な視点から体系的な法学教育の構築、維持に支障を来す恐れがある。さらに、契約制外国語講師は、他大学の専任職に内定したことを理由に、新年度開始前に内定辞退の申し出もあったが、契約制外国語講師の職を魅力あるものとするのが課題であると考え

【将来に向けた発展方策】

- 本学部では、2021年度から2024年度にかけて、10人の専任教員が定年退職を迎える。分野の特性により外国語による授業実施に馴染まないと考えられる場合には、外国語による授業実施の要件緩和を要請したい。

【根拠資料】

- 資料 6(1)-1 法学部教員組織の編成方針
- 資料 6(1)-2 法学部教授会 議事録
- 資料 6(1)-3 法学部教員組織表
- 資料 6(1)-4 法学部委員会組織一覧

【基準6】教員・教員組織（その2）

【点検・評価項目】

- (1) ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げているか。
- (2) 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

（ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用）

（適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上）

- ① 教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化に繋げているか。
- ② 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評定： **A：目標が達成されている** >

- ① 第2部法律学科では「教員活動評価」を毎年実施しており、各教員は自己の改善のためのPDCAサイクルを回し、活性化につなげている（資料6(2)-1）。
- ② 人事構想・将来構想委員会において次年度人事の採用枠等の検討が行われ、その結果を教授会で審議している（資料6(2)-2）。つぎに、教授会の審議結果を基に次年度採用に関わる学長ヒアリングを行い学長と協議を行っている（資料6(2)-4）。当該年度末に採用枠について、人事構想・将来構想委員会、資格審査委員会で学部長が報告を行い、その結果を教授会で説明しており適切性は確保されている（資料6(2)-3）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・年2回以上行われるFD学習会への参加が義務づけられ、これによって、教員の質的向上に役立っている。
- ・2020年度については、コロナ禍でのオンライン授業の実践に向けて、ガールーン上のスペースを活用して、「法学基礎演習」や「語学科目共通」、さらにはオンライン授業全般に関する意見交換を活発に行い、教員同士で春学期の教育活動に関する情報交換を積極的に行った。
- ・6月教授会後と7月教授会後に、Webex を用いて春学期授業に関する懇談会を開催し、教員間でオンライン授業に関する意見交換を行った。
- ・法学部長が責任主体となり、人事構想・将来構想委員会、教員資格審査委員会で教員採用枠、公募要領原案を策定した後、教授会で審議を行なっている。
- ・法学・政治学教員だけではその能力を十分に判断のできない体育や語学分野の教員の採用においては、資格審査委員会や執行部会等において各専門の専任教員から意見徴取を行い、適切な人事が行われるよう助言を仰いでいる。

【問題点・課題】

- 第2部法律学科に特化した形でのFD活動が行われていない。
- コロナ禍で初めて行われたオンライン授業には、リアルタイムのオンライン・ライブ授業、課題配信型授業（動画配信、レジュメと音声、教科書や資料を読ませて課題を提出させる授業）など、科目や教員によって多様な授業形態が実施された。これらの非対面授業で浮かび上がった課題をいかに改善するかが、今後の課題である。
- 学部との採用候補者を選出しても、理事長面接までの期間が長く、候補者が他大学へ流れるといった事象も発生した。

【将来に向けた発展方策】

- 教員組織の適切性を検証するための手続等を定める規定の整備
- 第2部特有の問題と改善を考えるFD学習会の開催を検討する。
- 非対面授業の課題は、それぞれの授業形態によって異なってくる。そのため、授業形態ごとに分けてその課題を洗い出し、授業評価アンケートで出された学生の声を共有し、それを活用しながら、FD学習会などの機会を通じて各教員の授業改善につなげる。
- 非対面授業では、ToyoNet-ACEの使用が避けられないが、すべての教員が十分に活用できるほど習熟できていない。この点についても、FD学習会などの機会を通じて教員同士でノウハウを共有し、授業改善につなげる必要がある。
- 学部採用候補者の理事長面接までの期間の短縮を図る必要がある。

【根拠資料】

- 資料 6(2)-1 教員活動評価
- 資料 6(2)-2 人事構想・将来構想委員会 資料
- 資料 6(2)-3 法学部教授会 議事録
- 資料 6(2)-4 人事に関する学長ヒアリング資料

その他

【点検・評価項目】

(1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。

【評価の視点】

(「哲学教育」「国際化」「キャリア教育」に基づく、学部・学科独自の取り組みを行っているか)

① 哲学教育・国際教育・キャリア教育について、学科の教育内容に合わせた取り組みを行っているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

・教育課程表において、区分として「哲学・思想」「国際人の形成」「キャリア・市民形成」という項目を明示して、本学科においては、「3つの柱」を意識し、それを反映した教育が行われることが学生においても明確に認識できるようになっている。以下、現実に履修できる科目等の内容であるが、1・2部相互聴講科目に関して、公務員基礎法やキャリアプランニングなどの「キャリア教育」、ドイツ語等の「国際化」、また、他学部開放科目として文学部の「インド思想史」など「3つの柱」を基盤とした教育・研究活動を実践している。

「哲学教育」(資料その他-4、資料その他-5)

・2012年度カリキュラムより法学部独自の1年次必修科目として「井上円了と建学の精神」を開講している。本学の教育理念「自分の哲学をもつ」「本質に迫って深く考える」「主体的に社会の課題に取り組む」は、東洋大学の前身、哲学館を創立した井上円了の建学の精神「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」に基づいている。これらを講義中に学ぶことに加え、創立者井上円了によって「教育的、倫理的、哲学的精神修養」の場として明治36(1903)年に創設された「中野区立哲学堂公園」の見学会も実施し、授業の内容を更に深めている(資料その他-1)。

「国際教育」(資料その他-4、資料その他-5)

・基盤教育(一般教養的科目)では英語及び選択外国語科目で構成する文化間コミュニケーション科目10単位を卒業要件としている。英語の必修科目については習熟度及び個々の目的(留学、資格取得等の希望)に応じたクラス編成を行い、また、全学生に英語母語教員の授業を履修させて、高校までに習得した知識を発展的に伸ばすことを目指している。選択科目としてビジネス・イングリッシュを開講し、また、2013年度からは短期留学プログラムに法学部独自の海外語学研修を加えるなどして、教育内容に実践性を持たせることも重視している(資料その他-2)。また、全学で実施している短期語学セミナー、交換留学において修得した単位については、学部において短期留学プログラム、長期留学プログラムⅠ/Ⅱとして卒業単位に認定している。さらに、英語以外にも初習外国語も履修させることで多角的な異文化理解のための視点を涵養し国際化教育の充実を図っている。

・専門科目においても英語で行う授業を開講し、国際的な場面でも専門的知識をいかして活躍できる能力の開発にも注力している。現行カリキュラムでは International Law A/B, Fundamental Concepts of International Politics A/B, Fundamental Concepts of Peace Studies A/B, International Relations A/B を他学部開放科目として開講し、学部のポリシーであるグローバル化に対応できる人材の育成を目指している。

- ・2013年度より国際インターンシップを実施。国際連合訓練調査研究所広島事務所において、外国人スタッフの研修プログラムの準備や助手、通訳等を実習内容とする。2014年度より、学部科目「インターンシップ」で、単位認定している。

「キャリア教育」(資料その他-4、資料その他-5)

- ・法学部では、キャリア教育の一環として、学部科目に①キャリアプランニング②インターンシップ③公務員基礎法④公共政策と法(公務員対策)⑤総合憲法(公務員対策)⑥法学特論A(法学検定対策)⑦キャリアデザイン(就職対策)⑧特殊講義ⅡD(土地家屋調査士 寄附講座)を開講し、キャリアプランニング、公務員試験対策、就職試験対策、各種資格取得対策を正課授業で講じている。またこれに加えて課外講座、昼休み個人面談等、学部独自の就職支援行事も実施している。また、正課授業における外部講師の講演も積極的に取り入れている。講義で修得した内容と社会で実際活躍をされている方々の講演を併せて聞くことにより、学習意欲を向上させている。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・哲学教育・国際教育・キャリア教育に係る科目は、いずれも正課内の講義科目として提供しており、それぞれ学科の教育内容に合致するものである。すなわち、哲学教育については法学を学ぶ上での基礎的素養として位置づけられるものであり、1年次の必修科目としている。国際教育についても、1年次から4年次まで複数の外国語を継続して履修できるようにしているほか、英語により実施する科目も提供している。キャリア教育についても、学部の特性から公務員を希望する学生が多いことを受け、公務員試験を念頭においた科目を開講するとともに、法学が「実学」であることに鑑み、各種資格・検定試験に対応する科目も開講している。

【問題点・課題】

- ・本項目について、改めて点検・評価を行ったが、問題点・課題は特に認められなかった。

【将来に向けた発展方策】

- ・2021カリキュラムにおいては、一部の科目について廃止、名称変更を行うものもあるが、上述の施策を継続して行くこととしたい。

【根拠資料】

- ・資料その他-1 学部HP：<http://www.toyo.ac.jp/site/law/21314.html>
- ・資料その他-2 法学部海外研修資料
- ・資料その他-4 学部HP：<https://www.toyo.ac.jp/academics/faculty/law/>
- ・資料その他-5 シラバス 2019年度 (ToyoNet-G 掲載)

2020 年度自己点検・評価フォーム (学部用)

法学部・通信教育課程法律学科

(法学部自己点検・評価活動推進委員会承認)

【基準1】理念・目的

【点検・評価項目】

大学の理念・目的、各学部における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。大学・学部等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【評価の視点】

(将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定)

- ① 各学科の中・長期計画その他の諸施策の計画は適切に実行されているか。実行責任体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現に繋がっているか。
- ② 学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。
- ③ 理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 通信教育課程法律学科は、2018（平成30）年度以降、学生募集を停止している。通信教育という学祖の実践した方法によって、法学部の目的に沿いながら、特に社会人のリカレント教育という通信の特性に基づき、教授側と受講生側との双方の知識及び経験を交流させることを通して、授業内容を机上の空論にするのではなく、実社会に於ける生きた法律の姿を身につけ、文化及び社会経済の変化・要請に対応できる進取の気性に富んだ人材の育成を目的にしている。通信教育部の運営にあたっては、文学部日本文学文化学科と協働している。通信教育部長は、任期2年であるが、法学部、文学部から交互に選出している。通信教育委員会は、通信教育部長が責任主体となり、法学部の場合には、通信法律学科長が責任主体となり、法学部長、法学部教員が通信教育委員となって、科目担当者、スクーリング開講等の講座運営上の原案を策定している。自己点検・評価活動において、理念・目的等を毎年検証している。
- ② 法学部教授会において例年12月の通信教育課程の法律学科の自己点検・評価報告についても審議され、目的の適切性を検証しているところである（資料1-13）。
- ③ 2015（平成27）年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の2「教授会は、当該学部の運営に関する次の事項を審議する」事項として「教育研究上の目的に関する事項」が定められており、通信教育課程法律学科ではカリキュラム改訂の際に、教育研究上の目的の検証も行っている（資料1-10）。また、毎年の自己点検・評価を行う際にも検証を実施している。検証プロセスについては、法学部自己点検・評価委員会が学部教授会へ報告した報告書を全学の自己点検・評価活動推進委員会がチェックを行ない、そのコメントに基づき学部で検証作業を行っており、検証プロセスを概ね適切に機能させている。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・通信教育課程法律学科の学科長も法学部執行部の構成員となり、通学課程の理念・目標を検証する作業の中で通信教育法律学科の理念・目的が適切となるような体制を確立している（資料1-9）。

【問題点・課題】

- ・改めて問題点・課題について検討したが、特段の問題点・課題は認められなかった（資料1-8）。

【将来に向けた発展方策】

- ・すでに募集停止を行っているところ、発展方策は考えていない。

【根拠資料】

- ・資料1-8 2018年度自己点検・評価フィードバックコメント
- ・資料1-9 法学部委員会組織一覧
- ・資料1-10 通信教育委員会 議事録
- ・資料1-13 法学部教授会 議事録

【基準4】教育課程・学習成果（その1）

【点検・評価項目】

- （1）授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- （2）授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

（課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適正な関連性）

- ① 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。また、ディプロマ・ポリシーには、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が明示されているか。
- ② カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系的な教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、学科のカリキュラムを編成するうえで重要かつ具体的な方針が示されているか。
- ③ カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① ディプロマ・ポリシーに、「法学部法律学科通信教育課程のディプロマ・ポリシーは、公法・私法全般にわたる様々な法分野に加え、政治学・経済学等の関連科目に関する専門知識を修得していることにあります。その上で、実社会における数々の法的な紛争の論点を的確に把握し、公平で正義にかなった解決ができ得る法的素養、すなわちリーガル・マインドを修得したと認められる学生に、学士（法学）の学位を授与します。」と明示していることが認められる（資料4(1)-2）。
- ② カリキュラム・ポリシーには、「法学部法律学科通信教育課程では、法を学び、リーガル・マインドを身につけた学生が、日本社会にとどまらず、国際社会においても、役割を果たせるようになることを目標としています。
このため、本学科では、(1)対立する利益・価値観に謙虚に耳を傾け理解できること、(2)一方に偏らないバランス感覚を有すること、(3)公正さと客観性を備えた基準に基づき判断を示せるようになることをカリキュラム・ポリシーの軸に据えています。こうした能力の開発・涵養のために、本学科では体系的なカリキュラムを編成し、(1)法学の基礎の修得を目的とする導入科目、(2)いわゆる「六法」を中心とした基幹科目、(3)現代的な法的課題の理解に不可欠な科目を開講しています。また、実務法律家を目指す社会人のほか、社会人が職務上直面する問題を意識した法実務に直結する科目も開講しています。」と明示し、カリキュラム上の教育課程の体系的な教育内容、科目区分、授業形態、必修・選択必修・選択の別、単位数の設定の基となる、教育課程に対する編成方針、実施方針を具体的に明示している（資料4(1)-2）。
- ③ カリキュラム・ポリシーは、「法学部の通信教育課程では、通信教育という学祖の実践した方法によって、法学部の目的にそいながら、特に社会人のリカレント教育という通信の特性に基づき、「受講生の実体験を通じた生きた法律と法論理の双方の習得を目標としており、そのため、(1)法的思考及び法論理的思考、(2)幅広い教養を土台とした諸法律学の基礎的かつ体系的な理解、(3)レポート添削を通じたそれらの文章化の能力、以上の習得」という教育目標とディプロマ・ポリシーとも整合していることが認められる（資料4(1)-2）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・募集停止を受けた閉鎖に向け、学生に早期の単位修得を促している。

【問題点・課題】

- ・改めて問題点・課題について検討したが、特段の問題点・課題は認められなかった。

【将来に向けた発展方策】

- ・すでに募集停止を行っているところ、発展方策は考えていない。

【根拠資料】

- ・資料 4(1)-2 履修要覧

【基準4】教育課程・学習成果（その2）

【点検・評価項目】

- (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【評価の視点（1）】

（適切に教育課程を編成するための措置）

- ① 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。
- ② 各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されているか。
- ③ 授業科目の位置づけ（必修、選択等）に極端な偏りがなく、教育目標等を達成するうえで必要な授業科目がバランスよく編成されているか。
- ④ 専門教育への導入に関する配慮（初年次教育、導入教育の実施等）を行っているか。
- ⑤ 基盤教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。卒業、履修の要件は適切にバランスよく設定されているか。
- ⑥ カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 法学部法律学科通信教育課程では、法を学び、リーガル・マインドを身につけた学生が、日本社会にとどまらず、国際社会においても、役割を果たせるようになることを目標としている。そのため、本学科では、(1)対立する利益・価値観に謙虚に耳を傾け理解できること、(2)一方に偏らないバランス感覚を有すること、(3)公正さと客観性を備えた基準に基づき判断を示せるようになることをカリキュラム・ポリシーの軸に据えている。こうした能力の開発・涵養のために、本学科では体系的なカリキュラムを編成し、(1)法学の基礎の修得を目的とする導入科目、(2)いわゆる「六法」を中心とした基幹科目、(3)現代的な法的課題の理解に不可欠な科目を開講している。また、実務法律家を目指す社会人のほか、社会人が職務上直面する問題を意識した法実務に直結する科目も設置開講している（資料4(2)-2）。
- ② 各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されているかについては、講義系科目は通年4単位、語学及び実技系科目等は通年2単位として適切に設定されている（資料4(2)-2）。
- ③ 教育課程表に科目一覧を掲載しているが、授業科目（必修、選択等）に極端な偏りがなく、教育目標を達成する上で必要な科目が配置されている。必修科目や選択必修科目など、教育上主要と認められる科目をすべて開講している（資料4(2)-2）。
- ④ (1) 1年次、必修科目として「導入ゼミナール」「法学概論」を配置し、学生の思考力を訓練する初年次教育、導入期教育を適切に行っている。そして、基本的な法律科目である「憲法A/B」「刑法Ⅰ（総論）A/B」「民法Ⅰ（総則）A/B」（いずれも必修科目）、「刑法Ⅱ（各論）A/B」（選択必修科目）を配置することで、学生は、同時進行的に基本的な法知識を修得することが可能となっている。このように講義科目と演習科目により思考力の訓練を行うとするカリキュラム・ポリシーのとおり、学生の成果取得につながる教育課程になっていることが認められる（資料4(2)-2）。

(2) 2年次以降は、民法関係、商法関係、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法関係等の基幹科目と、労働関係法、国際法、知的財産法などの現代的な法的課題の理解に不可欠な科目を配置している。前者の基幹科目を選択必修科目として、後者を選択科目として配置することで、学生に前者を優先的に履修する動機を与

えている。

(3)「哲学 A/B」などの基盤教育科目や「法思想史 A/B」などの基礎法は、1年次から選択科目として履修が可能になっている。これら基盤教育科目と専門科目の関係については、『履修要覧』で明らかにしている(資料4(2)-2)。

- ⑤ 卒業単位 124 単位として設定し、うち 28 単位を基盤教育科目、96 単位を専門科目から学修することとし、学士(法学)を授与するに相応しい、バランスとなっている(資料4(2)-2)。
- ⑥ カリキュラム・ポリシーには、講義科目と演習科目により思考力の訓練を行うとあり、④(1)で実践しているとおりである。学生の成果取得につながる教育課程になっていることが認められる(資料4(2)-2)。

【評価の視点(2)】

(学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施)

- ① 学科の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るために、キャリア教育等必要な教育を正課内に適切に配置しているか。また必要な正課外教育が適切に施されているか。
- ② 教育目標に照らした諸資格の取得、その他必要な知識・技能を測る試験の受験に係る指導や支援環境が整っているか。
- ③ 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、学科内の学生への指導体制は適切であるか。また、学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価: **A: 目標が達成されている** >

- ① 通信教育法律学科学生の大半が社会人であることから、高大連携は現段階では該当しない。一方、初年次教育として、2012年度から「導入ゼミナール」(必修)を開講し、あわせてメディア授業を開講している。レポート作成や卒論作成のためのガイダンスを定期的で開催してきたほか(年間に複数回)、詳細な『学習の手引き』を配布してきた(資料4(2)-2)。
- ② 学部(通学課程)と同様に、就職キャリア支援部が実施する各種セミナーへの参加促進等を行っている。就職キャリア支援部が実施するイベント等は学内掲示物等で確認できる。教員採用に関する支援については、教職課程を開講し、中学校教諭1種普通免許状(社会)、高等学校教諭1種普通免許状(地理歴史・公民)の取得に必要な科目を配置している(資料4(2)-2)。

以上から学科内の学生への指導体制は適切であり、かつ学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能していると判断した。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・スクーリングの開講のほか、メディア授業の開講を摸索している。

【問題点・課題】

- ・改めて問題点・課題について検討したが、特段の問題点・課題は認められなかった。

【将来に向けた発展方策】

- ・スクーリングの際には担当教員から当該科目の法体系内の位置づけ等にも触れている。

【根拠資料】

- ・資料 4(2)-2 履修要覧

【基準4】教育課程・学習成果（その3）

【点検・評価項目】

（1）学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

【評価の視点】

（授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置）

- ① 学生の主体的参加を促すための配慮（学生数、施設・設備の利用など）を行っているか。
- ② 履修指導の機会、オフィスアワーなど、学生が学習に係る相談を受けやすい環境が整っているか。また、その指導体制は適切であるか。
- ③ 学生の学習を活性化し、教育の質的転換を実現するために、学科が主体的かつ組織的に取り組んでいるか。
- ④ カリキュラム・ポリシーに従い、各科目の学習到達目標に照らした教育方法が適切に用いられているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 法学部では、学習指導室、共同研究室を配置し、学生の主体的学習ができるように配慮をしている。
- ② 通信教育課程法律学科では、新入生には、オリエンテーション期間、スクーリング開催時期には直接対面により専任教員が指導を行っている。各教員のオフィスアワーについては教員プロフィールにも明記し、Webで確認することが出来る。学生が相談を受けやすい環境を整えている（資料4(3)-2）。
- ③ 通信教育課程法律学科では、スクーリング授業においては、日頃文献による学修が中心となる学生が多く、受講者数に合わせた規模の教室内では質疑応答、学生間のディスカッションの機会を設けるなどして主体的学習について配慮をしている。「授業評価アンケート」を実施し、アンケートの結果については各教員にフィードバックし、次年度スクーリング開講の授業組み立て等の参考にしている（資料4(3)-5）。
- ④ 通信教育課程法律学科では、各科目のシラバスに学習到達目標を明記している。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・募集停止を受けた閉鎖を見据えつつ、また学生の全般的な単位修得状況を踏まえ、各科目の閉講を段階的に行うよう計画・実施している（資料4(3)-10）。

【問題点・課題】

- ・新型コロナウイルスの影響で、2020年度、法学系スクーリングの実施が困難な状況にある（資料4(3)-11）。

【将来に向けた発展方策】

- ・すでに募集停止を行っているところ、発展方策は考えていない。

【根拠資料】

- 資料 4(3)-2 シラバスの作成依頼
- 資料 4(3)-5 「授業評価アンケート」資料
- 資料 4(3)-10 通信教育課程分野別存続年限一覧（2019 年度～2023 年度）
- 資料 4(3)-11 通信教育委員会 議事録

【基準4】教育課程・学習成果（その4）

【点検・評価項目】

（1）成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

【評価の視点】

（成績評価及び単位認定を適切に行うための措置）

- ① 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を取っているか。
- ② ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。
- ③ 学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **B：目標の達成が不十分** >

- ① シラバスに学修到達目標を明示し、シラバス点検を行い、その適切性を担保している。また、通学課程に準じてルーブリックの活用や成績状況の把握を行っているが、教員個人の活動レベルに留まっている（資料4(4)-(1)-1）。
卒業要件は、学部規程に規定し、履修要覧にて全学生に明示している。また、新入生には履修ガイダンスと併せて、履修指導を行っており、卒業要件については十分に説明している（資料4(4)-(1)-3）。
- ② ディプロマ・ポリシーの内容と対応について、基盤教育科目（28単位）および専門科目（84単位）、加えて学生の将来の進路に応じた科目単位の取得により、幅広い教養を持ちかつ法的思考能力を兼ね備えることができる。本学科のディプロマ・ポリシーに適切に合致していると考え（資料4(4)-(1)-3）。
- ③ 平成27年4月1日に改正された教授会規程第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項に基づき「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」を審議している。通信教育の場合には、まず、通信教育委員会における卒業判定手続を経て、法学部教授会で審議を行っている。毎年3月、9月に卒業判定教授会を開催し、慎重に審議している。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・各担当教員の各科目のシラバスの中で、成績評価基準を明確にしている。

【問題点・課題】

- ・改めて問題点・課題について検討したが、特段の問題点・課題は認められなかった。

【将来に向けた発展方策】

- ・すでに募集停止を行っているところ、発展方策は考えていない。

【根拠資料】

- ・資料4(4)-(1)-1 シラバス
- ・資料4(4)-(1)-3 履修要覧

【点検・評価項目】

(2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

【評価の視点】

(各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定、学習成果を把握及び評価するための方法の開発)

- ① 学科として、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測るための評価指標（評価方法）を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。
- ② 学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施し、かつ活用しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評定： **B：目標の達成が不十分** >

- ① レポート課題、スクーリング時の試験、メディア授業に際しての確認テストなどにより、学生の学修成果を把握できる制度になっている。最終的には、単位認定試験（筆記・論文）により評価をしている。履修要覧には、課題作成上のアドバイスも記載しており、学生のレポート作成の指針にもなっている（資料 4(4)-(2)-2）。
スクーリング開講科目においては、「授業評価アンケート」を実施している。アンケート結果を集計後、各教員にフィードバックし、次年度スクーリング開講の授業組み立て等の参考にしている（資料 4(4)-(2)-8）。
- ② 授業評価アンケートでは、授業取り組みに対する自己評価を行なう項目が用意されている。2019年10月現在、学部、学科の教育効果や就職先の評価は実施していない。通信教育部の場合には、社会人学生が多くを占めており、卒業生アンケートについては実施していない。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・本学に教育の柱となっている3つのポリシーに対応するかたちでディプロマ・ポリシーを作成し、これを機軸とした通信教育課程法律学科独自の教育指標を開発している。
- ・授業評価アンケートにおける自己評価を実施している。補助教材『東洋通信』において、アンケート調査集計結果を、教育内容・方法の改善に取り組む旨の通信法律学科長の総評と合わせて公表している。

【問題点・課題】

- ・改めて問題点・課題について検討したが、特段の問題点・課題は認められなかった。

【将来に向けた発展方策】

- ・すでに募集停止を行っているところ、発展方策は考えていない。

【根拠資料】

- ・資料 4(4)-(2)-2 履修要覧
- ・資料 4(4)-(2)-8 東洋通信

【点検・評価項目】

(3) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

(適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価<学習成果の測定結果の適切な活用>、点検・評価結果に基づく改善・向上)

- ① カリキュラム(教育課程・教育方法)の適切性を検証するために、定期的に点検・評価を実施しているか。また、具体的に何に基づき(資料、情報などの根拠)点検・評価、改善を行っているか。
- ② 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。
- ③ 授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内(高等教育推進センター)、学外のFDに係る研修会や機関などの取り組みを活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: **A:目標が達成されている**>

- ① 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、学部内の執行部会、カリキュラム検討委員会において、随時検証を行っている。2018年(平成30年)度以降募集停止になったため、今後通信教育課程のカリキュラム改訂は行わない。
- ② 毎年度の履修要覧作成時、シラバス、学習のてびきを各教員へ依頼する際に、通信教育委員会において適切性について評価している(資料4(4)-(3)-4)。
- ③ 授業内容・方法の工夫、改善に向けて、法学部でFD学習会、学内(高等教育推進センター)FD研修会に参加し、取り組んでいる。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・募集停止を受けた閉鎖を見据えつつ、また新型コロナウイルスの動向を踏まえつつ、通信教育委員会を通じて個別の科目の開講形態について随時適切に判断している。

【問題点・課題】

- ・改めて問題点・課題について検討したが、特段の問題点・課題は認められなかった。

【将来に向けた発展方策】

- ・2018年(平成30年)度以降募集停止になったため、今後通信教育課程のカリキュラム改訂は行わない。
- ・学生が履修し、学修が滞りなく進められるように通学課程と連携して対応をする。

【根拠資料】

- ・資料4(4)-(3)-4 通信教育委員会 議事録

【基準5】学生の受け入れ（その1）

【点検・評価項目】

- （1）学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
- （2）学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

【評価の視点】

（学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表）

（学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定、入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備、公正な入学者選抜の実施、入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公正な入学者選抜の実施）

- ① アドミッション・ポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示しているか。
- ② アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。
- ③ 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。
- ④ 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 通信教育課程法律学科のアドミッション・ポリシーは、学部、各学科の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている（資料5(1)-2）。
- ② 2018年（平成30年）度以降、募集は停止しており、該当しない。
- ③ 2017年（平成29年）度までは、通信法律学科長が書類点検を行い、形式的要件等を確認し、その後通信教育委員会で入学の許可決定を審議してきたところである。適切に運用がなされてきた（資料5(1)-10）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・募集停止のため、受け入れは行っていない。

【問題点・課題】

- ・改めて問題点・課題について検討したが、特段の問題点・課題は認められなかった。

【将来に向けた発展方策】

- ・すでに募集停止を行っているところ、発展方策は考えていない。

【根拠資料】

- ・資料5(1)-2 入試要項（2017年度）
- ・資料5(1)-10 通信教育委員会 議事録

【基準5】学生の受け入れ（その2）

【点検・評価項目】

- (1) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- (2) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】（入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理）

（学生の受け入れに関する適切な根拠〈資料、情報〉に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上）

- ① 定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。

★学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.90～1.25（※実験・実習系の学科は1.20）の範囲となっているか。

★学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25（※実験・実習系の学科は1.20）の範囲となっているか。

- ② 学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定： **A：目標が達成されている**>

- ① 正科生の入学者が、収容定員数（1学年1000名、合計4000名）に対して、ここ数年10名程度と低迷していたため通信教育課程は2018年（平成30年）度から募集を停止した。2019（令和元）年12月時点の在籍学生数は118名である。これらの在籍学生が開講期間内（2017（平成29）年9月入学者については2027（令和9）年9月、2年間休学した場合は2029年（令和11）年9月まで）に入学目的が果たせるよう、指導を行っている。
- ② 2015（平成27）年4月1日に改正された教授会規程において、第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項として「学生の入学、（中略）に関する事項」が定められており、通信教育委員会および教授会において学生受入の適切性について審議を行ってきた（資料5(2)-3）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・募集停止を受けた閉鎖に向けて、学生の早期単位修得の指導を行っている（資料5(2)-5）。

【問題点・課題】

- ・改めて問題点・課題について検討したが、特段の問題点・課題は認められなかった。

【将来に向けた発展方策】

- ・すでに募集停止を行っているところ、発展方策は考えていない。

【根拠資料】

- ・資料5(2)-3 法学部教授会 議事録
- ・資料5(2)-5 通信教育課程分野別存続年限一覧（2019年度～2023年度）

【基準6】教員・教員組織（その1）

【点検・評価項目】

- (1) 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- (2) 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

【評価の視点】

(大学として求める教員像の設定：各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等)

(各学部等の教員組織の編制に関する方針：各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等の適切な明示)

(大学全体及び学部等ごとの専任教員数、適切な教員組織編制のための措置)

- ① 学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。
- ② 学部、各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。
- ③ 各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等で明確にされているか。
- ④ 学部、各学科において、専任教員数の半数は教授となっているか。
- ⑤ 学部として、～29、30～39、40～49、50～59、60歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。
- ⑥ 教員組織の編制方針に則って教員組織が編制されているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評定： **A：目標が達成されている** >

- ① 教員組織の編制方針では、【教育研究上の目的】、【必要教員数】、【教員構成】、【主要授業科目の担当】、【教員の募集・採用・昇格】、【教育内容の改善のための組織的な研修等】という項目について方針を定めている（資料6(1)-1）。
- ② 各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針については、学部将来構想委員会で個々の採用に必要な方針を策定するが、一般的な方針については明文化したものはない。
- ③ 法学部の委員会については、毎年度末に次年度の委員会組織等について明文化し、教授会において審議し、かつ構成員に周知している（資料6(1)-4）。また、検討・検証内容によっては、複数の委員会を拡大委員会として合同開催し、責任の共有をはかっている。
- ④ 教授割合59.4%であり、教授割合は5割を超えている（資料6(1)-3）。
- ⑤ 年齢構成については、20代、30代の教員が少ないが、これは専門教育を担当する教員の割合が多いためである。契約制外国語講師、助教の制度を活用し、年齢構成のバランスにも留意している。
- ⑥ 教員組織の編制方針に基づき、採用を行なっている（資料6(1)-2）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- 学部将来構想委員会において採用枠・分野の決定の後、学部教員資格審査委員会で公募要領を作成、その上で教授会において審議をしており、教員方針に従ったものであることを担保する制度となっている。

【問題点・課題】

- 重点的に検討・評価したところ、特段の問題点・課題は認められない。
- 1点付言すると、本学部では、全面的に公募制による採用を行っているが、応募者の状況によっては計画通りに採用を行うことができない事例も生じている。その主たる要因は、外国語による授業数を増大させるため、新任教員の公募要件として外国語による授業実施を必須の要件として掲げざるを得ないことによる。実際、過少の応募者の中から適任者の採用に難儀し、数年に亘り再公募を行わざるを得なかった採用人事もあった。また、面接・模擬講義候補者の選定においては、外国語による授業実施可否を重視せざるを得ないため、中長期的な視点から体系的な法学教育の構築、維持に支障を来す恐れがある。さらに、契約制外国語講師は、他大学の専任職に内定したことを理由に、新年度開始前に内定辞退の申し出もあったが、契約制外国語講師の職を魅力あるものとするのが課題であると考えられる。

【将来に向けた発展方策】

- 本学部では、2021年度から2024年度にかけて、10人の専任教員が定年退職を迎える。分野の特性により外国語による授業実施に馴染まないと考えられる場合には、外国語による授業実施の要件緩和を要請したい。

【根拠資料】

- 資料 6(1)-1 教員組織の編成方針
- 資料 6(1)-2 法学部教授会 議事録
- 資料 6(1)-3 法学部教員組織表
- 資料 6(1)-4 法学部委員会組織一覧

【基準6】教員・教員組織（その2）

【点検・評価項目】

- (1) ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げているか。
- (2) 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

（ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用）

（適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上）

- ① 教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化に繋げているか。
- ② 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 通信教育課程法律学科では「教員活動評価」を毎年実施しており、各教員は自己の改善のためのPDCAサイクルを回し、活性化につなげている（資料6(2)-1）。
- ② 人事構想・将来構想委員会において次年度人事の採用枠等の検討が行われ、その結果を教授会で審議している。つぎに、教授会の審議結果を基に次年度採用に関わる学長ヒアリングを行い学長と協議を行っている。当該年度末に採用枠について、人事構想・将来構想委員会、資格審査委員会で学部長が報告を行い、その結果を教授会で説明しており適切性は確保されている（資料6(2)-2）。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・募集停止を受けた閉鎖を見据えながらも、引き続き「教員活動評価」や「スクーリングに対する学生からアンケート結果」などを通して、各教員に改善を促す措置を取っている（資料6(2)-5）。

【問題点・課題】

- ・改めて問題点・課題について検討したが、特段の問題点・課題は認められなかった。

【将来に向けた発展方策】

- ・すでに募集停止を行っているところ、発展方策は考えていない。

【根拠資料】

- 資料 6(2)-1 教員活動評価
- 資料 6(2)-2 人事構想・将来構想委員会 資料
- 資料 6(2)-5 東洋通信

その他

【点検・評価項目】

(1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。

【評価の視点】

(「哲学教育」「国際化」「キャリア教育」に基づく、学部・学科独自の取り組みを行っているか)

① 哲学教育・国際教育・キャリア教育について、学科の教育内容に合わせた取り組みを行っているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価: **A: 目標が達成されている** >

- ①-1 通信教育部としては、従来の「哲学 A/B」、「倫理学 A/B」に加えて、2016 カリキュラムより通年スクーリング科目として「宗教学Ⅰ A/B」、「宗教学Ⅱ A/B」、「井上円了と東洋大学 A/B」を配置し、「ものの見方、考え方」を更に充実させる措置をとった(資料その他-3)。
- ①-2 「ドイツ法」、「フランス法」、「国際政治学 A/B」を配置し、国際的視野の涵養に配慮をしている(資料その他-3)。
- ①-3 海外留学や留学生の受入については通信教育部としては行っていない。
- ①-4 通信教育部の学生は、すでに職を持っている者や卒業後に就労を目的としていない者が多い。学生の必要に応じて、就職キャリア支援センターを紹介している。
- ①-5 通信教育課程の通年スクーリングを第2部の授業科目を活用して行っている。通信教育の学生と通学課程の学生とが学び、高め合える環境を提供している(資料その他-3)。
- ①-6 法学部長杯争奪法律討論会には通信教育課程の学生も参加でき、通学課程の学生と学修成果を主体的に発表できる場を整えている。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・正課内の講義科目において本学の3つの教育目標に関する科目を提供している。具体的な科目名は、【現状説明】に記載している。

【問題点・課題】

- ・改めて問題点・課題について検討したが、特段の問題点・課題は認められなかった。

【将来に向けた発展方策】

- ・すでに募集停止を行っているところ、発展方策は考えていない。

【根拠資料】

- ・資料その他-3 履修要覧